

都市計画に関する基本的な方針

川西市都市計画マスタープラン

2024.4 ▶ 2032.3

かわにし **新**時代へ

都市計画に関する基本的な方針
川西市都市計画マスタープラン



みどり豊かな住宅都市に 新たな魅力や価値をかけ合わせる
「持続可能で生活の質が高いまちづくり」

2024年3月
川西市 都市政策部 都市政策課

2024年3月
川西市

2024年3月
 川西市
Kawanishi City

もくじ

第1章 都市計画マスタープランについて.....	1
1-1 見直しの背景・趣旨.....	2
1-2 位置づけ.....	2
1-3 役割.....	3
1-4 計画目標年次.....	3
1-5 体系図.....	3
第2章 現況と課題.....	4
2-1 本市の特性.....	5
2-2 近年のまちづくりの取組.....	12
2-3 市民が感じるまちづくりの現況と課題.....	13
2-4 社会状況の変化.....	14
2-5 分野毎の現況と課題.....	18
第3章 まちづくりの基本理念と目標.....	26
3-1 第6次川西市総合計画.....	27
3-2 まちづくりの基本理念.....	28
3-3 まちづくりの目標.....	32
第4章 まちづくりの分野別方針.....	37
4-1 都市構造.....	38
4-2 土地利用の方針.....	40
4-3 交通網の整備方針.....	46
4-4 その他の都市施設等の整備方針.....	48
4-5 市街地整備の方針.....	51
4-6 自然環境保全の方針.....	52
4-7 都市景観形成の方針.....	53
4-8 都市防災の方針.....	54
第5章 まちづくりの地域別方針.....	55
5-1 役割と考え方.....	56
5-2 北エリア.....	60
5-3 中エリア.....	62
5-4 南エリア.....	64
第6章 まちづくりの推進方策.....	66
6-1 参画と協働によるまちづくりの推進.....	67
6-2 都市計画マスタープランに沿った進行管理・見直し.....	71
資料編.....	72
付属編.....	83

第1章

都市計画マスタープランについて



1-1 見直しの背景・趣旨

本市では、2013年3月に見直しを行った「川西市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりの推進に取り組んできました。

この度、上位計画や社会情勢の変化に対応し、都市のコンパクト化の推進などまちづくりに係る潮流や、新たな働き方など経済・社会への対応も視野に入れて、都市計画の担う役割や意義を明確にするとともに、都市計画の総合的な理念や目標とこれを実現する個別具体の都市計画の方針などを記した、「川西市都市計画マスタープラン」を見直し、広く一般に示します。

1-2 位置づけ

(1) 法的な位置づけ

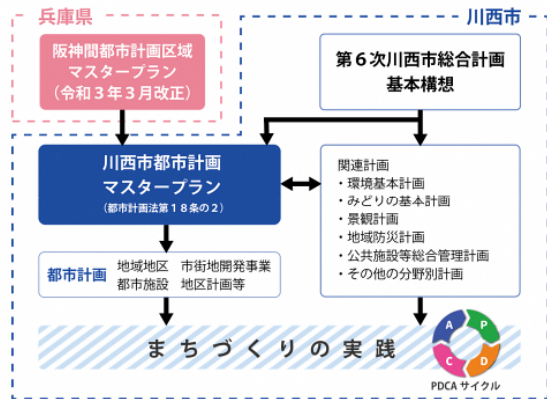
本マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」に基づく法定計画です。市が決定する個別具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされ、策定に際しては住民意見の反映を図るとともに、都市計画マスタープランを定めたときはこれを公表することとされています。

また、兵庫県が策定する「阪神間都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即して定めます。

(2) 市の施策体系上の位置づけ

都市計画マスタープランは、市が決定する個別具体の都市計画などの指針であり、その内容は総合計画などに即して定めることとされていることから、市の施策体系上は「川西市総合計画」に定める「基本構想」を都市計画の観点から推進し、実現していくためのものとして位置づけます。

個別具体の都市計画をはじめとする都市整備、都市形成に係る部門ごとの計画、事業については、本マスタープランに即して策定し、実施することとします。



都市計画マスタープランと上位・関連計画との関係図

1-3 役割

本マスタープランは、まちの将来像を示して、まちづくりに明確な目標を与え、将来ビジョンを明確化します。

また、まちづくりの総合的な整備方針などを示して、長期的な視点に立った独自のまちづくりをすすめていく根拠とするとともに、個別具体の都市計画などの指針とします。

1-4 計画目標年次

本マスタープランは、おおむね20年後の将来を想定してビジョンを描き、計画期間は2024年4月から2032年3月までのおおむね8年間とします。

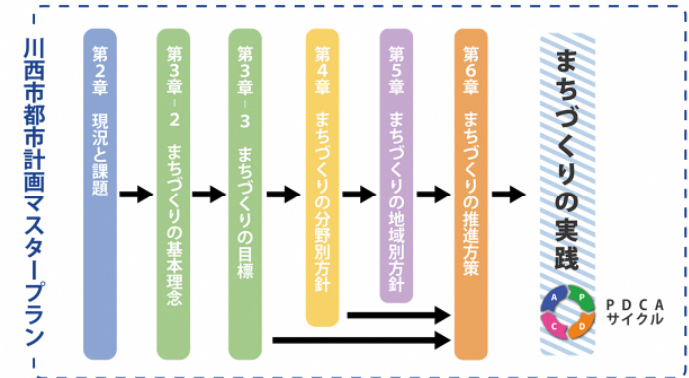
ただし、上位計画の見直しや社会経済環境の変化などにより、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。PDCAサイクルを活用しながら、進行管理を行う関連計画などの基軸となります。

主観的な情報での判断ではなく、EBPM（証拠に基づく政策立案）を実践するとともに、施策の評価を指標などにより明確に把握します。
そのため、PDCAサイクルを活用した進行管理を行う関連計画などの基軸となり、効果的かつ効率的に事業を展開します。

PDCAサイクルとは：業務改善に効果的な手法
 ①Plan：計画作成（改定）
 ②Do：行動（各項目を実行）
 ③Check：振り返り（指標などで達成状況の確認）
 ④Action：改善（未達成項目の取り組みの改善）

1-5 体系図

各章の体系図を以下に示します。



都市計画マスタープランの体系図

第2章 現況と課題



2-1 本市の特性

(1) 地勢

本市は、兵庫県の南東に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府能勢町と豊能町に隣接しています。大阪市からは約15km、神戸市からは約20kmの圏内にあります。

市域は東西6.5km、南北15.0km、面積は約53.44km²です。東西に狭く、南北に細長いタツノオトシゴのような市域形状をしており、一級河川である猪名川が市域を南北に貫くように流れています。

地形などの特性から北エリア・中エリア・南エリアに分けられ、北エリアは一庫付近から北部に山岳地形を形成し、中エリアは、多田・東谷の2つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっています。南エリアへは扇状に平野が形成され、平野は猪名川右岸に発達する段丘面と、猪名川沿いの低地からなる2つの地形からできています。

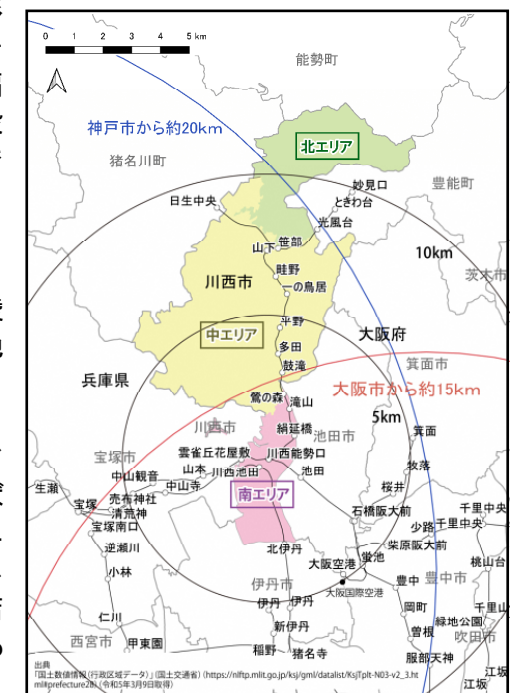
猪名川の谷筋に立地する集落¹から発展した地域や、南エリアの平地部に立地する既成市街地²、そして丘陵部に開発されたニュータウン³地域など、それぞれの地形的特徴を活かした市街地が展開されてきています。

気候は温暖で北エリアは山岳の起伏に富み、北エリアに位置する黒川の里山は、「にほんの里100選」に選ばれ、豊かな自然と暮らしが共生しています。また、中エリアはニュータウンが多く、「清和源氏発祥の地」として有名な「多田神社」があり、南エリアは平坦で百貨店をはじめとした商業施設が集積した市の中心市街地があります。

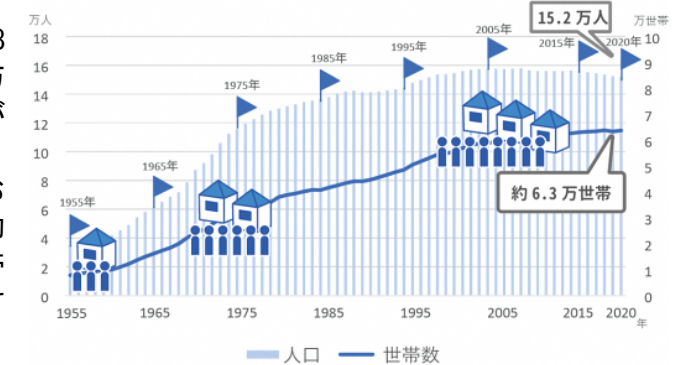
(2) 人口

本市の人口は1955年以降、2005年の15.8万人までは増加を続け、2010年は15.6万人、2020年は15.2万人と近年は減少傾向がみられます。

世帯数はこれまで継続して増加しており、2010年は約6.1万世帯、2020年は約6.3万世帯となっています。一方、一世帯あたりの人数は1995年では約3.0人ですが、2020年は約2.4人まで縮小しました。



位置図



人口と世帯数推移

(国勢調査、川西市統計要覧をもとに作成)

¹ 集落：市街化調整区域に存在する居住区域。

² 既成市街地：一般的には、市街化区域内ですでに道路などの都市施設が整備され、市街地が形成されている地域のこと。本計画のなかではニュータウンと区別するため、主にニュータウン以外の市街地のことを示す。

³ ニュータウン：都市の過密化対策として、郊外に新たに建設された市街地。

(3) 交通

○広域的な交通ネットワーク

川西市の中心部からは、JR宝塚線・阪急電鉄宝塚線、川西小花ランプが設置された阪神高速11号池田線が大阪市まで直結しています。

また、大阪国際空港が、南エリアにほぼ隣接するように立地し、国内基幹空港として全国26都市と定期便で結ばれています。空港までは、阪急電鉄川西能勢口駅からモノレール経由で大阪空港駅まで約15分、阪神高速11号池田線が直通と、利便性の高い利用環境が整っています。

さらに、新幹線の主要駅であるJR新大阪駅まではJR川西池田駅から約35分と、中心部は広域的に非常に利便性の高い地域です。

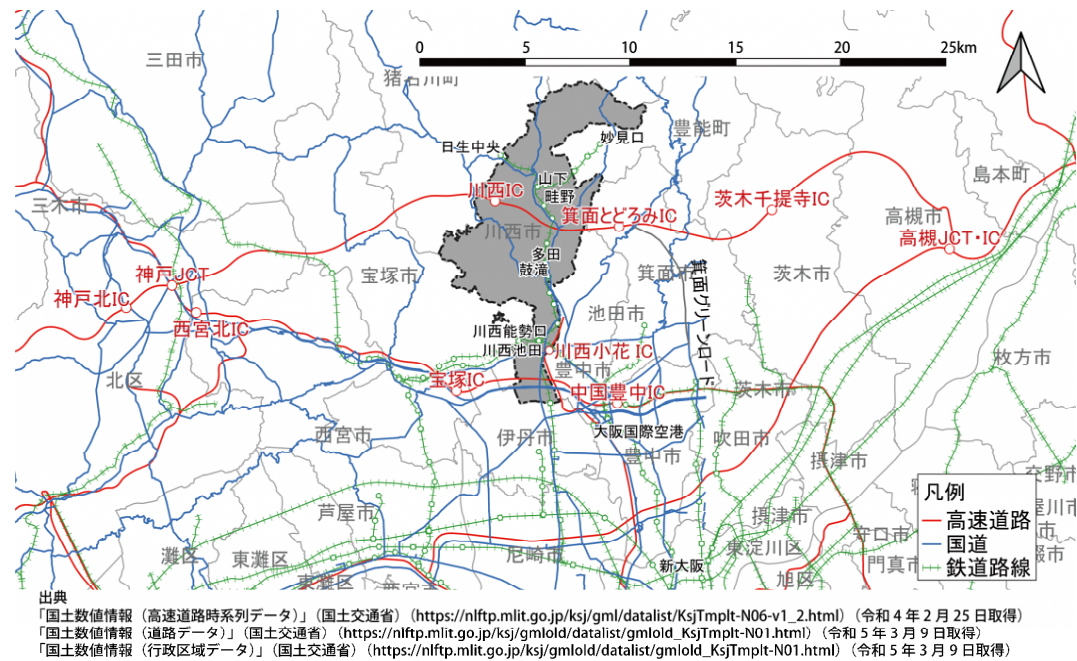
南エリアには中国縦貫自動車道が東西に通っており、西は宝塚インターチェンジから中国地方方面、神戸・姫路方面、東は中国豊中インターチェンジから名神自動車道を経由して京都・滋賀方面、さらに南へは近畿自動車道を経由して大阪府堺方面や、和歌山方面へと広域的なアクセスが可能で、これらの高速道路網は、遠距離輸送手段として流通を支えています。

中エリアには新名神高速道路と川西インターチェンジが設置されています。新名神高速道路は2018年3月の川西IC～神戸JCT間開通により、高槻JCT・IC～神戸JCTが全線開通しました。中エリアから兵庫県神戸方面や京都方面へのアクセス性が向上し、さらに利便性が高まりました。

箕面グリーンロード（箕面有料道路）の開通後は、北エリアの黒川から豊能町ときわ台付近を経由して大阪の中心部へ至るアクセス性が向上しました。

所要時間

阪急電鉄川西能勢口駅～大阪梅田駅	急行 22分、普通 27分
JR 川西池田駅～大阪駅	快速 17分、普通 22分

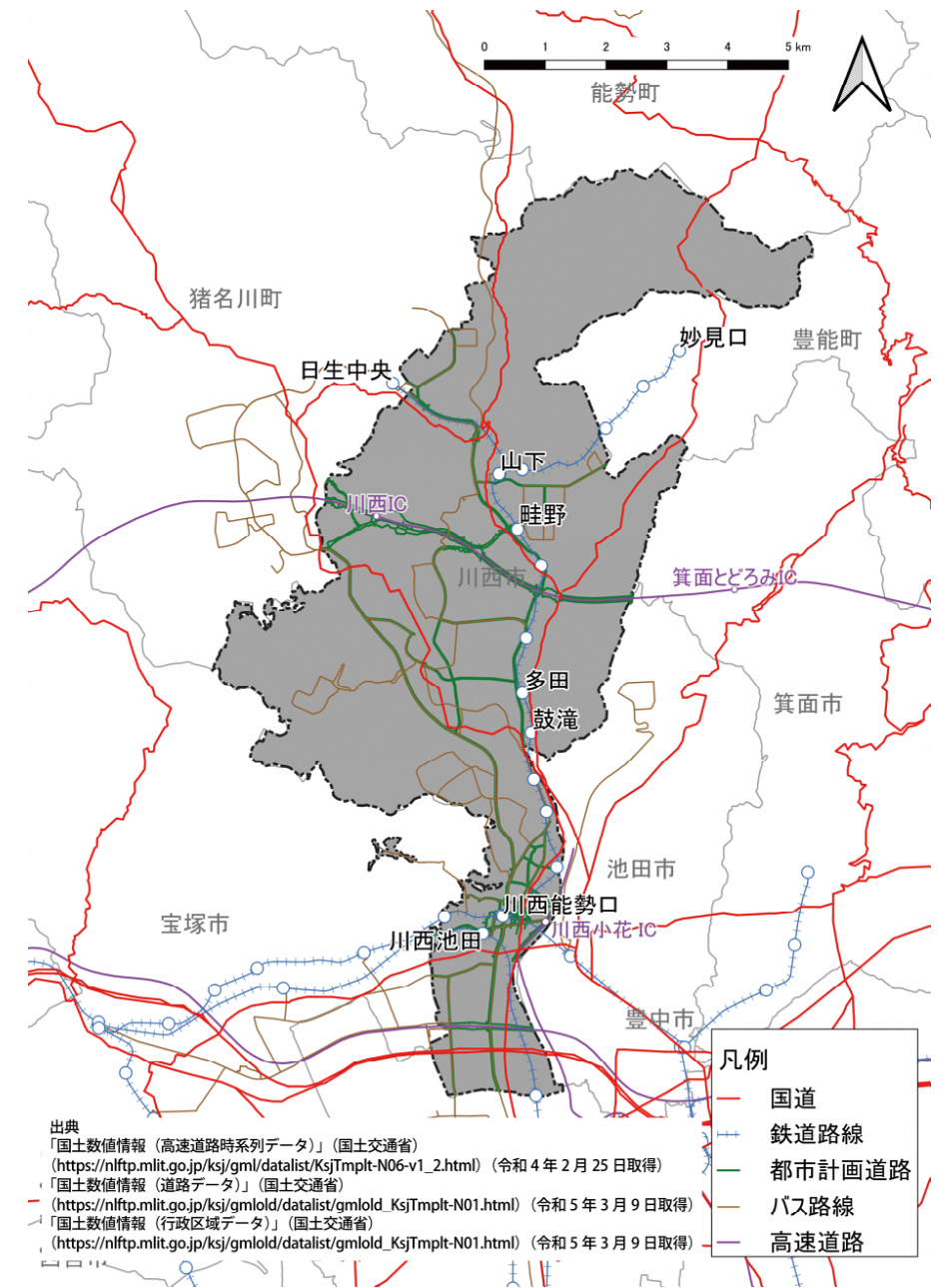


○市内の交通ネットワーク

都市の骨格を形成する幹線道路として、南北方向に国道173号、県道川西篠山線、尼崎池田線が縦断しています。東西方向には南エリアを国道176号が通っており、市内の幹線道路の動脈となっています。

鉄道は、阪急電鉄川西能勢口駅から市域を南北に縦断するように能勢電鉄妙見線、日生線が通っており、市内の主要な大量輸送機関として機能しています。

市内のバス路線は、JR川西池田駅、阪急電鉄川西能勢口駅、能勢電鉄の主な駅を起終点として、市内のニュータウンなどを通っています。特に、中エリアにある大規模ニュータウンでは、JR川西池田駅、阪急電鉄川西能勢口駅から阪急バス川西猪名川線が運行し、基幹公共交通として重要な役割を果たしています。



(4) 自然

本市は大都市近郊に位置しながら、豊かなみどり⁴に恵まれた地域であるといえます。

南北に貫くように流れる猪名川、一庫大路次川の清流、日本の「ダム湖百選」に選ばれた知明湖（一庫ダム）など市街地に近接した水辺環境が充実しています。

また、北エリアは北摂連山近郊緑地保全区域及び猪名川渓谷県立自然公園として緑豊かな山並みが守られ、日本一と称賛される黒川の里山や笹部などに美しい棚田が広がる風景が望めます。

さらに、北エリアには県が希少性を有すると評価するエドヒガンが群生し、その群落が市指定の文化財（天然記念物）に指定されるなど自然的資源に非常に恵まれたまちです。



一庫の知明湖（知明さくら橋）



黒川の里山



笹部の棚田



妙見山のエドヒガン

(5) 歴史・文化

本市には、長い歴史のなかで、守られてきた文化が多く残るとともに、市民が芸術・文化を楽しむ環境が整っています。



多田神社拝殿



加茂遺跡

⁴ みどり：「樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど」をさす。

○歴史

本市の歴史は古く、旧石器・縄文時代まで遡り、弥生時代には、現在の加茂に大規模な集落（加茂遺跡）が形成されており、その遺跡は国史跡にも指定されています。

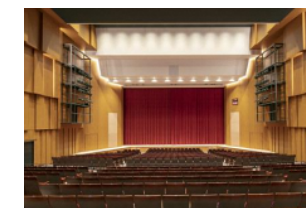
本市は、源氏ゆかりの武将などの懐古行列を中心とした「清和源氏まつり」などを通して、「清和源氏発祥の地 川西」の歴史や文化を広く市内外に発信しています。源満仲公が建てたお寺がはじまりの多田神社本殿は国の重要文化財になっています。



清和源氏まつり

○文化

市内にはみつなかホールやキセラホールなどの施設や展示ギャラリーなどがあり、活発な芸術、文化活動の場として多くの市民に利用されています。



キセラホール

(6) 特産品

阪神間という農林産物の大消費地に位置しており、南エリアでトマトや葉物野菜などを、北エリア・中エリアで米、葉物野菜などを生産・出荷しています。

○イチジク

広島県の榊井光次郎氏がアメリカから帰国する際、北米原産のドーフィン種を持ち帰り、1925年、榊井ドーフィンの苗木を販売するために本市を訪れたのを機に、前川友吉氏が10aの栽培をしたのがはじまりであり、全国へと栽培が広がりました。現在、榊井ドーフィンは国内のイチジクの大部分を占めるようになり、海外へも広がっています。



○一庫炭（菊炭）

一庫炭は樹齢8年から10年のクヌギやカシの若木を焼き、焼き上がった炭の断面が菊割れ（菊の花びらのように見える）することから「菊炭」と呼称され、集積地が大府池田市にあったため「池田炭」とも呼ばれています。火付きと火持ちが良く、また立ち消えしにくい、煙が立たず静かに燃えるのが特徴です。茶席などの高級炭として重用され、全国に出荷されています。



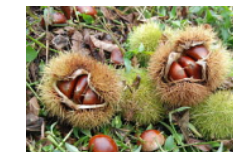
○桃（わせ桃）

南エリアにある加茂などで栽培され、通常7月頃にとれる桃よりも一月早く収穫できる早生（わせ）桃で、兵庫県下でもこれをつくっているのは川西だけとあって、阪神間の市場でも大変人気があります。みずみずしく、すっきりとした甘さが特徴の桃です。



○栗（北摂栗）

北エリア・中エリアにある黒川、東谷、多田などでは有名な銀寄（ぎんよせ）のほか乙宗（おとむね）という川西生まれの品種や筑波などの品種が栽培されており、9月下旬から10月中旬まで大阪などの阪神間に出荷されています。



(7) まちづくりの経緯

○川西市の誕生

市制町村制の発布を経て、1889年4月に川西村、多田村、東谷村が発足しました。

1893年の摂津鉄道（現在のJR宝塚線）の池田までの敷設、1898年の阪鶴鉄道による大阪から有馬口までの直通運転、1910年の箕面有馬電気軌道（現在の阪急電鉄宝塚線）の開通、1923年の能勢電気軌道（現在の能勢電鉄妙見線）の開通などの交通機関の発達とともに、川西村は発展を遂げました。1925年10月には川西村に町制が施行されました。



能勢電鉄川西能勢口駅（1950年頃）
（能勢電鉄株式会社「能勢電鉄80年史」より）

その後、町村合併促進法に基づき、1954年8月1日には川西町、多田村、東谷村の3町村が合併して現在の川西市が誕生し、大阪経済圏における都市近郊農業地域であり、猪名川の清い流れと北摂山系の緑豊かな自然環境に恵まれた地域として歩みをはじめました。

○高度経済成長期における人口の急増

本市は、大阪市や阪神臨海地域からほぼ20km圏内に位置し、鉄道を利用すれば25分程度で大阪都心部へ到達できるという交通面での好条件を備えています。このため、高度経済成長期における大都市への人口・産業の急激な集中やその外延的拡大⁵に伴い、いわゆる大都市圏郊外都市の典型として発展してきました。



多田グリーンハイツ
（1960～1970年代）

本市の都市化は、1960年代中頃からはじまり、当初は南エリアにおいて住宅地開発がすすみました。

その後、大手民間開発事業者により、中エリアの丘陵地を中心にニュータウンの開発が行われました。その結果、人口伸び率は全国でも有数の高い値を示しました。そのことが他の大規模開発の誘引にもつながり、国の住宅供給促進政策などを背景に、開発面積を拡大させることとなりました。

これらの開発により形成された市街地は、道路や公園などの基盤施設の整った良好な住宅市街地のストックともなっています。

一方、開発に伴う公共施設の整備は市の財政に大きな負担となりました。そこで、1967年、全国に先駆けて「川西市住宅地造成事業に関する指導要綱」を施行し、一定規模以上のニュータウン開発においては、開発業者に公共施設の整備などを求める方式をとることとなりました。

⁵ 外延的拡大：人口増加や経済の発展などが原因で都市が広がること。

○阪急電鉄川西能勢口駅周辺の再開発

1973年以降、阪急電鉄川西能勢口駅周辺では、「駅周辺都市整備計画基本構想」に基づき市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差化事業、県道川西篠山線・国道173号などの南北幹線道路整備事業を積極的に実施してきました。



阪急電鉄川西能勢口駅前の再開発ビル

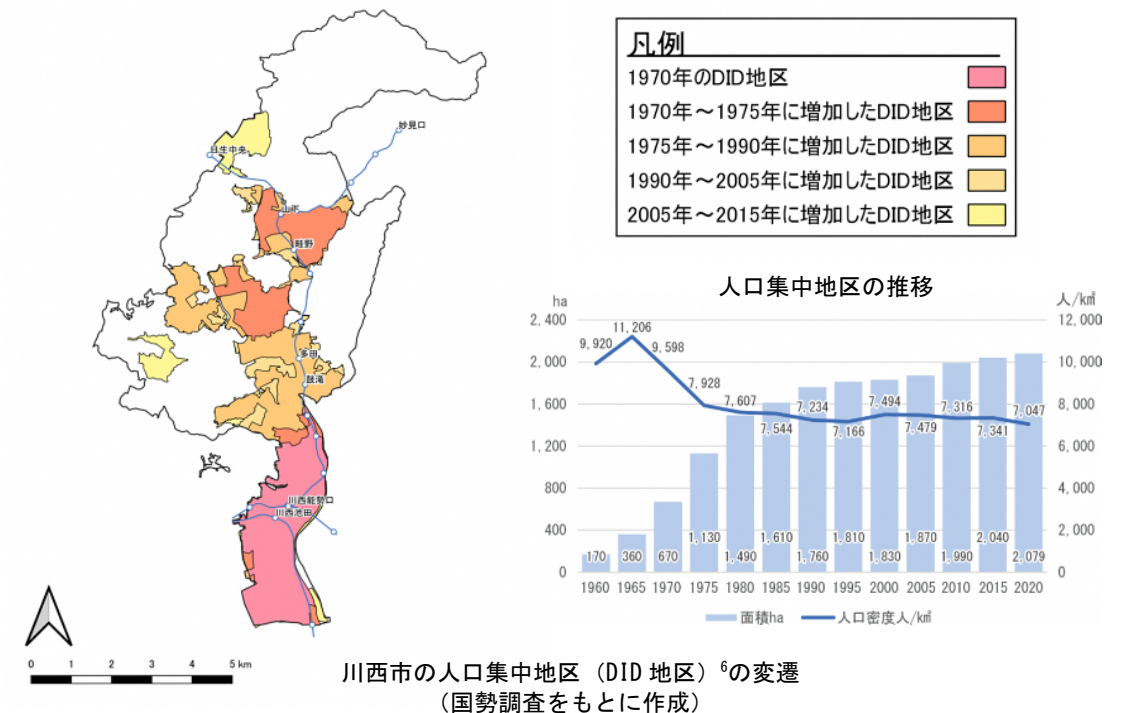
その結果、駅周辺の基盤整備や交通の利便性は飛躍的に向上し、市の玄関口として都市機能の集積がすすむとともに、長年にわたる懸案であった南北交通の慢性的な渋滞は解消されました。

○成熟期を迎え～ニュータウンの高齢化等

1980年代後半に入り、人口の伸びも落ち着きを見せはじめ、それまで立ち遅れていた道路、上下水道などの都市基盤施設の整備に精力的に取り組むこととなりました。

以後、30年以上が経過し、大規模ニュータウンの人口は、全人口の約4割を占めています。初期のニュータウン開発である多田グリーンハイツや大和団地では、開発されてから半世紀の歳月が経過し、周辺の緑地と調和した落ち着いたあるまち並みが育てられました。これらの良好な環境を保全するための住民主体の取り組みも活発で、地区計画を定める地区も増えています。

その一方、近年は急速な高齢化や施設の老朽化など、いわゆるニュータウンの高齢化問題が顕在化しており、持続可能な住宅地に向けた再生の取り組みがすすめられています。



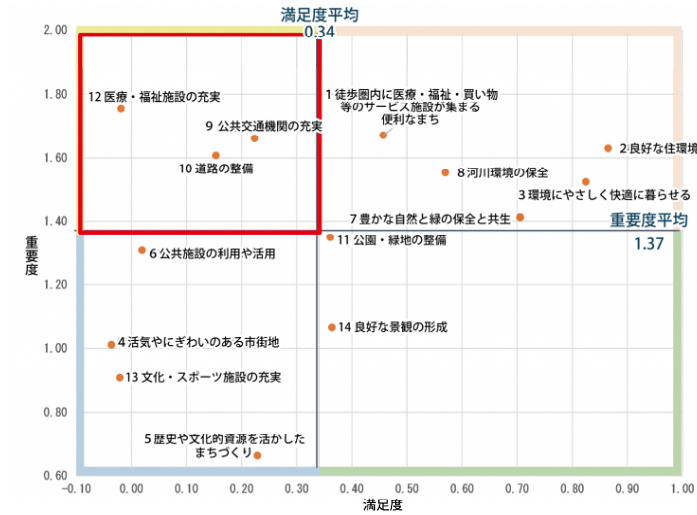
⁶ 人口集中地区（DID地区）：人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区。

2-3 市民が感じるまちづくりの現況と課題

2022年に実施した「市民アンケート」による現在の川西市のまちづくりの満足度（現況）と今後の川西市まちづくりの重要度（課題）、また、市内14地域で実施した「市長と語るかわにしMeeting⁷」で議題にあがった市民のみなさまのご意見をまとめました。

○市民アンケート

満足度・重要度の評価から、優先して取り組む必要性を分析すると、比較的満足度が低く重要性の高い項目として「医療・福祉施策の充実」「道路の整備」「公共交通機関の充実」があげられます。



満足度と重要度の2次元マトリックス図⁸

○市長と語るかわにし Meeting

議題にあがった主な項目は以下の通りです。

頻度	主な項目	
高 ↑	子育て、コミュニティの場	
	特色ある公園づくり	
	雇用創出、公共交通	
	シティプロモーション	
	自然環境、目玉スポット	
	高齢者支援	
	空き家・空き地活用、ゴミ戸別収集、公共施設の有効活用	
	道路の安全、病院、防災、コワーキングスペース ⁹	
	農業支援、市域北部投資、中心市街地のにぎわい	
	地域核への活力投入、デジタル化、街路樹のあり方、民間活力、食育、生活環境	
	低 ↓	ふるさと納税、市域南部投資、商業施設不足、障がい者支援

市長と語るかわにし Meeting の主な議題

⁷ 市長と語るかわにし Meeting：市長と市民がまちのありたい姿について語り合い、思いを共有する場。

⁸ マトリックス図：検討を行う2つの要素を行と列に配置した図。それぞれの関連度合いを交点に表示することで問題解決を効果的にすすめていく図。

⁹ コワーキングスペース：年齢や性別に関係なく、異なる職業の利用者たちが同じ場所で机やネットワーク設備などを共有しながら、仕事をする場所。

2-2 近年のまちづくりの取組

2017年

- ・新名神高速道路、川西インターチェンジの周辺道路の整備完了
- ・市内の小中学校、特別支援学校、幼稚園全教室へ空調設備の配置完了



新名神高速道路と県道川西インター線（石道・西畦野・東畦野）

2018年

- ・川西市空家等対策計画の策定
- ・公共施設を集約した複合施設「キセラ川西プラザ」の開館



キセラ川西プラザ（火打）

2020年

- ・消防本部、南消防署の集約移転
- ・阪神間都市計画事業中央北地区（キセラ川西地区）特定土地区画整理事業の換地処分⁷の公告
- ・黒川地区のまちづくり方針、黒川地区土地利用計画の策定
- ・川西市強靱化計画の策定



総合医療センター（火打）

2021年

- ・舎羅林山地区の用途地域を工業地域に変更

2022年

- ・ゼロカーボンシティ宣言
- ・総合医療センターの開院
- ・川西市中学校給食センターの運用開始



川西市中学校給食センター（久代）

2-4 社会状況の変化

(1) 地球規模の変化

○持続可能な開発目標 (SDGs) の提唱



2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

○パリ協定 (気候変動問題)



2015年12月に採択された地球温暖化対策に関する国際的枠組みで、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ摂氏2°C未満に、できれば摂氏1.5°Cまでに抑えることが掲げられました。この目標を達成するためには、2050年までに主な温室効果ガスである二酸化炭素の実質排出量ゼロを達成する必要があると、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が2018年10月に発表した「1.5°C特別報告書」の中に明記されています。

○カーボンニュートラル (脱炭素) への取組



世界では、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、気候変動問題への対応を“成長の機会”と捉える国際的な潮流が加速しています。日本は、国としてカーボンニュートラルの技術開発を目標とし、産学官連携のもと長期的な視野に立ち、その実現をめざしています。

○新型コロナウイルス感染症の流行



2019年12月からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大は、世界経済に大きな影響を与えました。日本においても、金融、財政、労働、産業など多方面に及ぼした影響への対応とともに、人々の行動様式・意識の変化を捉え、コロナ禍で加速したデジタル化による新たな利便性価値の提供などが求められます。

(2) 国または大都市圏における変化

○超高齢・人口減少社会の到来



日本の人口は2008年の1.28億人をピークに「縮退期」を迎えており、将来人口推計では2050年で3分の2程度、高齢人口 (65歳以上) は38%程度まで上昇すると推計されています。生産年齢人口は減少し、2040年には世代間の不均衡が最大に達する「現役世代1.5人で高齢者1人を支える」という過去に例をみない状況を迎えます。

○都市のコンパクト化の重要性



コンパクトな都市は、移動距離の短縮、自動車依存の低減、効率的なエネルギー利用、公共サービス提供の効率化などにより、環境面や経済的な利点に加え、自転車利用や徒歩の増加による健康改善といった社会的な利点があります。人口減少と高齢化が進展するなかで、福祉や交通なども含めて都市の構造を見直し、安心できる健康で快適な生活環境の実現と、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められます。

○南海トラフ地震に対する備え



南海トラフ地震は、おおむね100~150年間隔で発生しており、前回から約80年が経過した現在では、切迫性が高まっています。近畿地方で、津波による死者は最大約7.8万人、救助を要する人は最大で約1.2万人、建物被害が約26.5万棟発生すると想定されています。(※国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方 地域対策計画 (案) 第1版2014年4月参考) 防災・減災のための取り組みに加え、被災した場合の復興の事前準備も含めた備えが求められています。

○デジタルテクノロジーの進化



AI¹⁰やXR¹¹ (VR/AR/MR)、5G¹²などのデジタルテクノロジーの進化が空間・時間・身体の制約を取り除き、市民の暮らしに大きな変化をもたらします。これらの技術の高度化に対応しなければ、世界の動向に乗り遅れ国際競争力の低下を招くことから、国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年)を策定、デジタル庁を発足しました。まちづくりにおいても「まちのデジタルトランスフォーメーション」の実現をめざした取り組みが求められています。

¹⁰ AI: Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) の略。コンピュータを用いて、学習や推論といった人間の知能の働きを人工的に実現する技術。
¹¹ XR: Extended Reality (エクステンデッドリアリティ) の略。「VR (仮想現実)」「AR (拡張現実)」「MR (複合現実)」といった先端技術の総称。
¹² 5G: 第5世代移動通信システムのこと。「高速大容量」「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴があり、携帯電話をはじめとする通信機器の接続性向上のメリットがあるといわれている。

(3) 都市計画に関わる法律の改正等の動向

2011	<p>国土強靱化計画（国土強靱化基本法） 大規模な災害からの被害の最小化に向けた重点施策を盛り込む計画。2018年の見直しでは、災害から得られた知見の反映（被災者などの健康・避難生活環境の確保など）、社会情勢の変化などを踏まえた反映（新技術の活用など）がなされた。</p>
2012	<p>低炭素まちづくり計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）） 都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進を中心に、集約型の都市構造を構築していくことを基本としたまちづくりをすすめる計画。国の基本方針は、実施すべき施策として、「都市機能の集約化」、「公共交通機関の利用促進計画」、「都市内物流の効率化の促進」、「自動車の低炭素化の推進」、「建築物の低炭素化の促進」、「非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設整備の推進」、「緑地の保全及び緑化の推進」としている。</p>
2013	<p>インフラ長寿命化基本計画 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示す。基本的な考え方を、「インフラ機能の確実かつ効率的な確保」、「メンテナンス産業の育成」、「多様な施策・主体との連携」としている。</p>
2014	<p>立地適正化計画制度（都市再生特別措置法） 都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取り組みを推進するもの。市町村が都市再生協議会を設置し、地域の関係者が活発な議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが求められる。計画の達成状況を評価し、状況に合わせて都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなどの措置により、効果的なまちづくりが可能となる。</p>
	<p>中心市街地活性化法改正 都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現するため、大規模な集客施設について、商業地域などを除き一旦立地を制限した上で、立地しようとする場合には住民などが参画する公正・透明な都市計画の手続きを経て、地域の判断により適正な立地を確保する。これまで開発許可が不要とされていた病院、学校などの公共公益施設の立地については、開発許可を要するよう変更となる。</p>
2016	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法 適切な管理が行われていない空き家などが地域住民の生活環境に及ぼす影響を改善し、合わせて空き家などを活用する。市町村は対策が必要な空き家を選別し、所有者に適切な管理を促進するための情報提供や助言などを行う。特に対策が必要な「特定空家等」と認定され勧告を受けた場合、市町村は「住宅用地に係る固定資産税の軽減措置」を打ち切り、さらに改善命令に従わなければ所有者負担で強制的に建物の取り壊しなどを行うことができる。</p>
	<p>PPP/PFI 推進アクションプラン（2022年改定） 公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用する。新しい資本主義における『新たな官民連携』取り組みの柱となるもの。2022年からの10年間で事業規模目標30兆円に設定、新たに重点分野として、スタジアム・アリーナ等、文化・社会教育施設、大学施設、公園を加えるなど、新たな分野・領域におけるコンセッションの拡大などが盛り込まれている。</p>

2017	<p>都市公園法の改正（公募設置管理制度 Park-PFI の創立） 民間活力を最大限活かして、公園、緑地などのオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するもの。飲食店、売店などの公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。園路、広場などの公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行う必要がある。</p>
2018	<p>田園住居地域（用途地域）の新設 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発/建築規制を通じてその実現を図るために新設された住居系用途地域の一類型である。</p>
2020	<p>都市再生特別措置法の改正（「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援） 市町村が、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取り組みをまちづくり計画に位置づけることができるようにしたもの。国土交通省は、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行う。</p>
	<p>地域公共交通活性化再生法の改正 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「地域公共交通計画（マスタープラン）」の地方自治体による作成を努力義務化としている。</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」宣言 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言した。</p>
2021	<p>省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）の改正 工場などの設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネの取り組みを実施する際の目安となるべき判断基準を示し、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用の状況などの報告を求めたり、必要に応じて指導などを実施するもの。改正により、企業連携による省エネを促進する計画の認定、グループ企業単位の省エネを促進する事業者の認定などが改正された。</p>
	<p>第6次エネルギー基本計画 エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画。基本方針は「エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るS+3E¹³の実現のため、最大限の取り組みを行うこと」である。</p>
2022	<p>デジタル田園都市国家構想 「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のプレイクスルーを実現し、地方活性化を加速する。国は、基本方針を通じて、構想がめざすべき中長期的な方向性を提示し、地方の取り組みを支援する。地方は、自らがめざす社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取り組みを推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす。</p>
2023	<p>盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法） 「宅地造成等規制法」を抜本的に改正したもので、土地の用途に関わらず、危険な盛土などを包括的に規制するもの。盛土などにより人家などに被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定するなどスキマのない規制、地形・地質などに応じた許可基準設定など、盛土などの安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置に改正される。</p>

¹³ S+3E：安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成するためのエネルギー政策の基本方針。

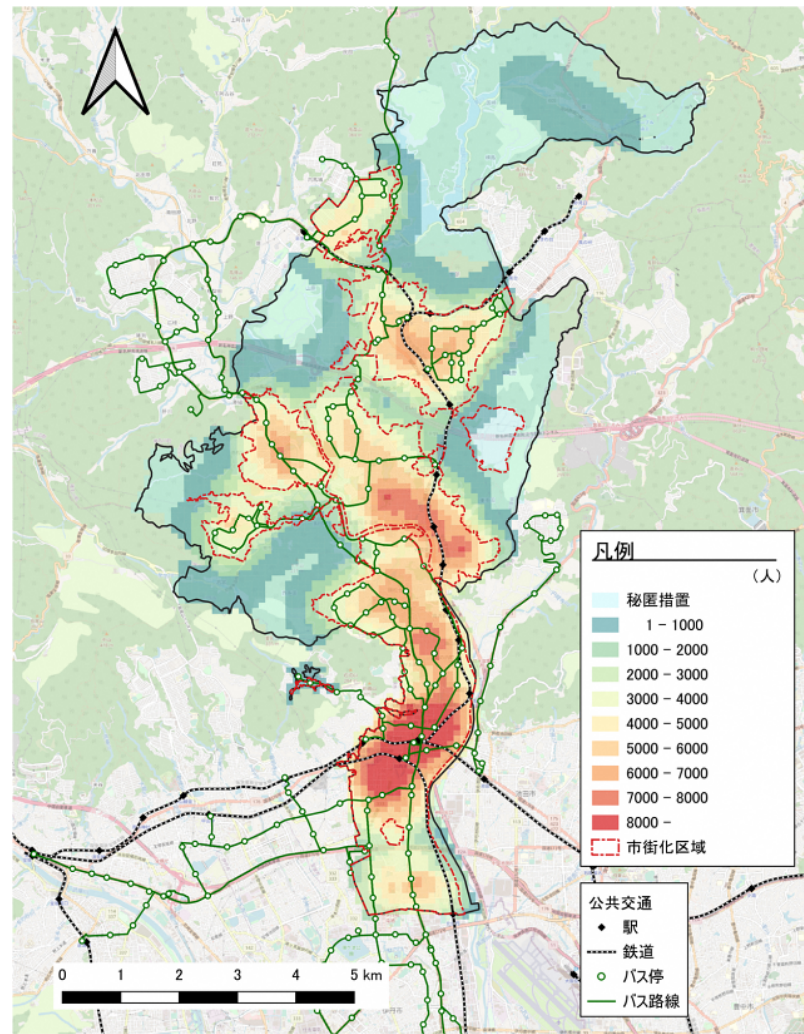
2-5 分野毎の現況と課題

本市のまちづくりの現況と課題を、(1)人口、(2)土地利用、(3)交通・都市施設等、(4)環境、(5)景観、(6)防災・減災の6つの分野に大別し、記述します。

(1) 人口

○人口分布

- ・ 商圈人口置換処理¹⁴によって人口分布を可視化したところ、図中の阪急電鉄川西能勢口駅周辺並びに中エリアの能勢電鉄鼓滝、多田、平野駅周辺で赤色が濃くなっており、人口集中の傾向がみられます。



人口分布図 (2022年10月1日)

©OpenStreetMap contributors

○人口推計・高齢化率

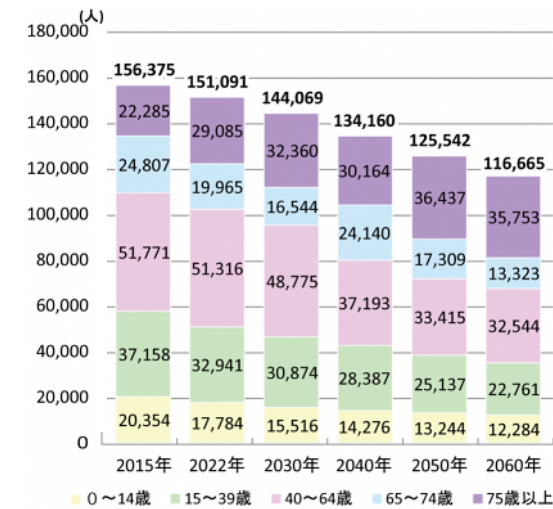
- ・ 川西市の人口は、2005年の15.6万人をピークに、2020年10月の国勢調査時の人口は15.2万人となっており、今後2060年には11万人台となるという人口推計結果があります。
- ・ 川西市における65歳以上(2022年時点)の老年人口はおよそ4.9万人で高齢化率は32.4%となっており、阪神間でも割合が高い傾向にあります。
- ・ 市民アンケートでは、「人口減少がすすむことに対する不安なこと」として「空き地・空き家・荒れた田や畑が増える(60%)」が最も多く、次いで「まちに活気がなくなる(58%)」「バスや鉄道の運行本数が減少し、不便になる(57%)」が、特に多い結果となりました。



基準人口：2022年10月1日

基準年次：2015年～2020年 国勢調査人口

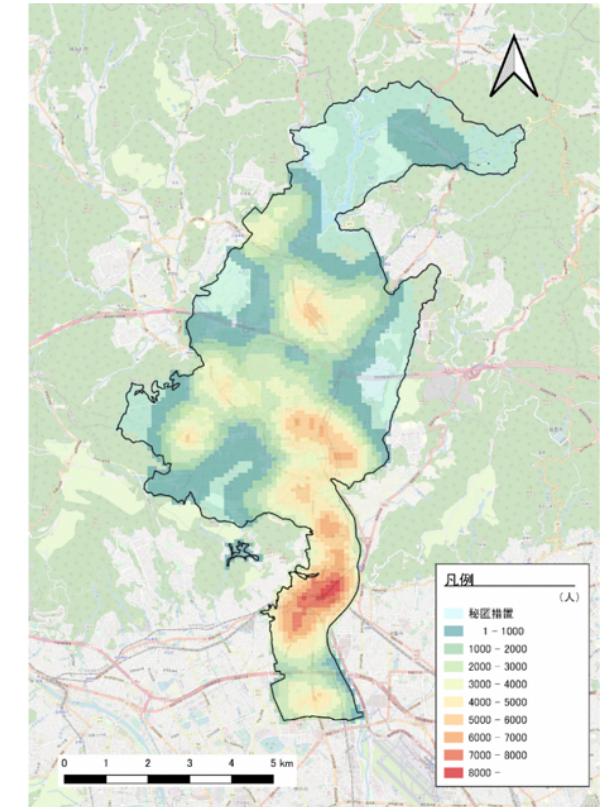
算出方法：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2018年推計)に準拠



資料：市人口推計報告書(2022年)

人口分布図(2060年)

©OpenStreetMap contributors



課題

- 地域を盛り上げることや地域の小さな拠点の創出が必要。
- 働き手世代の減少による地域経済や地域活力の低下への対策が必要。
- 空き家など、未利用地の増加への対策が必要。
- 利便性やにぎわいを継続するため、土地利用の誘導や、働く場・公共交通の利便性を活かした拠点の確保・創出が必要。

¹⁴ 商圈人口置換処理：ひとつの100mメッシュ人口の周辺500mの範囲内(商圈)のメッシュ人口をそのメッシュの「500m 商圈人口」として置換する処理を全メッシュに対して行うことで、商圈人口の分布状況が「等高線状」に浮かび上がる。これを密度分布図とする。

(2) 土地利用

○新名神高速道路周辺

- ・新名神高速道路川西インターチェンジの開設に伴い、広域へのアクセス性が向上しました。舎羅林山地区では、用途地域を住宅系から工業系に変更することで、産業拠点としての土地利用の促進を図り、産業を振興するため、2021年に用途地域を工業地域へ都市計画変更し、流通施設の建設がすすんでいます。
- ・市街化調整区域の緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発、建築による土地利用を計画的に誘導するため2015年に策定した「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を活用して、2023年10月に石道地区で流通施設が完成しました。
- ・市民アンケートでは、新名神高速道路と県道川西インター線ができたことで、市民から「便利になった」や「周辺に施設が増えることを期待している」という声が多く寄せられました。



○キセラ川西地区

- ・キセラ川西地区（火打）の阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業¹⁵が、2020年に換地処分公告が行われ、広さ2haの「キセラ川西せせらぎ公園」のほか、低炭素型複合施設キセラ川西プラザや消防本部、総合医療センターが建設され、民間の商業施設や住宅など、新たな土地利用がはじまっています。
- ・2022年の総合医療センターの開業前に実施した市民アンケートでは、市民から総合医療センターに対して「期待している」という声がありました。また、キセラ川西地区について「まちに活気がでた」という回答が多くありました。



○黒川地区

- ・「日本一の里山」と称され、豊かな自然環境や景観が形成、維持されてきた里山環境の保全、観光振興を通じた関係人口の拡大による地域の活性化のため2020年に策定した「黒川を中心としたまちづくり方針」「黒川地区土地利用計画」を活用して、土地利用がはじまっています。
- ・川西市黒川里山センターを拠点に、子どもたちの里山体験や里山の保全活動などを指定管理者とともに実施し、交流人口の拡大や自然環境の保全に努めています。



コラム

キセラ川西地区のまちづくりについて

キセラ川西地区は、医療、住宅、集客、公共施設など多機能が連携する「次世代型複合都市」をめざして整備されました。2017年以降は、公園や遊歩道、キセラ川西プラザ、オアシスタウンが次々とオープンし、より一層にぎわいが生まれています。

また、「低炭素まちづくり計画」を策定し、民間資金や経営、技術能力を活用する手法「PFI事業」を採択。官民一体で、建物や道路などの整備（ハード）と、市民参加型の活動（ソフト）を同時にすすめてきました。

今後、キセラ川西地区で行ってきたまちづくりや、環境への取り組みのノウハウを各地域で活かしていくことが大切です。



¹⁵ 土地区画整理事業：道路などの都市基盤施設が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区などで、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

○空き家

- ・人口が減少し、近い将来には世帯数も減少するなかで、さらに空き家が増加することが想定されます。
- ・総合的な空き家や危険家屋への対応方針を定め、計画的に実施するため2018年に「川西市空家等対策計画」を策定しました。



課題

- 今後の人口減少を見据え、市街地の拡大を抑制しながら都市空間の質の向上が必要。
- 地域や市場のニーズを読み解き、時代の変化に対応する柔軟な土地利用・土地活用への対応が必要。

(3) 交通・都市施設等

○公共交通網

- ・JR宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄、阪急バス川西猪名川線は、本市の主要な軸となる「基幹公共交通軸」です。
- ・生産年齢人口（15-64歳）の減少により、公共交通利用者が減少しています。
- ・2020年以降、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化により、公共交通利用者がコロナ禍前に比べ、減少しています。
- ・地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにし、まちづくりの取り組みとの連携、整合を確保するため、「川西市公共交通計画」を策定しました。



課題

- 外出機会の創出や、自家用車から公共交通への移動手段の転換による公共交通利用者を増加させる対策が必要。
- 自家用車だけに頼らず移動できる環境づくりが必要。

○道路網

- ・2018年に新名神高速道路が開通し、川西インターチェンジが設置されたことで、神戸方面や京都方面へのアクセス性が向上しました。
- ・都市計画道路¹⁶の呉服橋本通り線、豊川橋山手線、見野線の整備をすすめています。
- ・安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止などのための無電柱化の取り組みを、都市計画道路川西猪名川線、呉服橋本通り線、小花滝山線（藤ノ木通り）の一部のほか、キセラ川西地区の土地区画整理事業中に豊川橋山手線において実施しました。
- ・2018年に自転車通行空間の確保のため、「川西市自転車ネットワーク計画」を策定しました。
- ・2020年に長期未着手となっている都市計画道路の見直しを行い、「川西市都市計画道路網の見直し案」を策定しました。



課題

- 未整備の都市計画道路の整備が必要。
- 児童や高齢者などが安全・快適に移動することができるよう、特に道路が狭い既成市街地や集落では通学路や生活道路の整備、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン¹⁷の推進が必要。
- 安全に利用できる自転車通行空間の整備が必要。

¹⁶ 都市計画道路：都市計画法に基づいて計画された、地域内の交通・通行の中心となる道路。

¹⁷ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、文化や能力といった違いに関わらず、できる限り多くの人々が利用できることをめざしてデザインされたものや、その方法。

○上下水道



- ・上下水道施設は日常で目にすることは稀ですが、給水の役割や汚水及び雨水を排除する役割を持ち、生活に不可欠です。
- ・市街地における上下水道施設の整備はおおむね完了しており、「川西市新水道ビジョン、川西市新下水道ビジョン」に従い、機能維持に努めています。

課題

- 持続可能な維持管理の実施が必要。
- 近年の降雨状況から、減災対策を含めたハード・ソフト対策の推進が必要。

○みどり



- ・「みどり」とは、「樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど」をさします。
- ・市の面積の約58%を占める市街化調整区域²⁰は、山林やゴルフ場などであり、豊かな自然のみどりに覆われています。
- ・南エリアの中国縦貫自動車道周辺に比較的まとまった畑などのみどりがみられるほか、知明湖や猪名川をはじめとする水辺や公園、開発地周辺には緑地が点在しています。

課題

- 市の特徴である自然的なみどりの保全が必要。
- まちなかのみどりの整備、再整備が必要。
- みどりの適切な維持管理の推進が必要。

○公共施設



- ・老朽化のすすむ公共施設において、長期的な視点をもって計画的に施設の更新や統合、廃止などをすすめていく必要があるため、公共施設などの適正配置や効果的、効率的な運営の方向性を示す「川西市公共施設等総合管理計画」を2016年に策定しました。
- ・災害時の避難場所にも指定されている施設も多く、耐震化などの大規模改修をすすめています。

課題

- 人口減少を見据え、市民ニーズと合致しない施設の集約化や複合化が必要。

○その他の都市施設



- ・ごみ処理施設、し尿中継施設、斎場については、施設整備から年数が経過しており、安定的に能力を供給できるよう、維持、長寿命化のため、計画的な管理、改修により機能維持に努めています。
- ・駅前再開発で整備された施設は、建設から30年が経過し、計画的に老朽箇所の更新を実施しています。

課題

- 市民生活の安定のための適切な点検や補修対策、更新が必要。

○公園



- ・市内には、276箇所、約124haの都市公園¹⁸が整備されています。
- ・2022年に見直した「川西市公園施設長寿命化計画」により、遊具などの更新をすすめています。

課題

- 遊具などの施設が画一的、禁止事項が多い公園ではなく、地域毎の特色や利用者の声を反映した、“特色ある公園づくり”の新たな担い手育成をすすめながら、地域とともに推進することが必要。
- 市全体では箇所数・面積とも一定確保されているものの、地域別ではばらつきがあり、特に不足する地域を重点的としたオープンスペースの活用が必要。

○農地

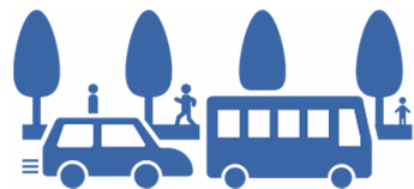


- ・都市農地（まちにある農地）は身近な農業体験の場や災害時の防災空間など多様な機能を発揮するグリーンインフラ¹⁹として、まちにおける重要な土地利用のうちの一つです。
- ・耕作、管理できなくなった農地情報を耕作希望者に提供する「農地バンク制度」を2022年に新設しました。
- ・生産緑地地区の指定要件を2019年に500㎡から300㎡に緩和し、2022年より特定生産緑地の指定をしています。

課題

- 農業従事者の担い手不足への対応が必要。
- 耕作放棄地の増加への対応が必要。

○街路樹



- ・市内の街路樹は、主に2年に1回の定期剪定業務による維持管理を実施しています。
- ・街路樹の質の向上をめざした効果的、効率的な維持管理をすすめるため、2023年に「川西市街路樹維持管理計画」を策定しました。
- ・高度経済成長期に植樹されたニュータウンの街路樹が巨木化しています。

課題

- 限られた予算の中での良質な維持管理の実施が必要。
- ドライバーや歩行者の視界の妨げになったり、根が歩道を押し上げたりするなど安全阻害要因への対応が必要。

¹⁸ 都市公園：国または地方公共団体が設置した公園及び緑地のこと。地域住民の利用のほか、都市景観の形成や都市の防災性の向上といった広域的なものまで、様々な規模や種類がある。

¹⁹ グリーンインフラ：みどりや水、生物など自然環境が有する機能を、社会における様々な課題解決に活用する取り組み。

²⁰ 市街化調整区域：建物を建てるなどの開発は原則行わず、農地や森林といった自然を守る区域。

(4) 環境

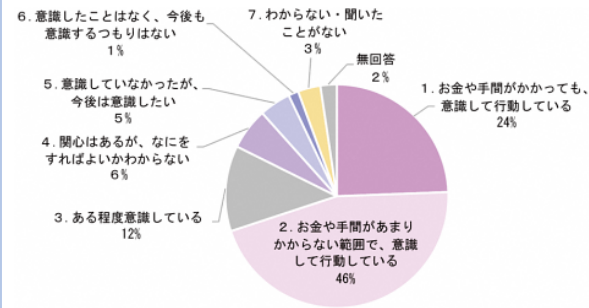
○自然環境

- 北エリアの「日本一の里山」と称される黒川や知明湖周辺には、みどり豊かな自然環境が残され、自然を身近に感じることができます。
- 北エリア、中エリアでは北摂山系を望むことができ、市を南北に流れる猪名川をはじめとする河川が身近にあります。
- 南エリアには、猪名川のゆったりとした流れのほか、段丘崖緑地などの自然があります。
- 河川整備計画などに沿って、計画的な河川整備が実施されており、本市も事業に協力しています。
- 市民アンケートでは「川西に住んでよかったと感じること」として、北エリア、中エリアの市民のうち約8割から「自然が多い」と回答がありました。一方、南エリアでは、「自然が多い」と感じている市民が4割程度と低い結果となっています。



○脱炭素・カーボンニュートラル

- 2022年8月、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロをめざす「川西市ゼロカーボンシティ宣言」を表明をしました。
- 市民アンケートの、「脱炭素・カーボンニュートラルに対する意識」という問いに対しては、多くの市民が意識だけでなく行動に移している回答結果となりました。



問) 脱炭素・カーボンニュートラルに対する意識

課題

- 環境共生型のまちづくりをめざし、今ある恵まれた自然環境を次世代も享受していくことができる取り組みの推進が必要。
- 高齢化した関連団体の担い手の知識や技術の次世代への継承が必要。
- 脱炭素社会の実現に向けた、まちづくりや取り組みの充実が必要。
- 省エネ建築物や再生可能エネルギー²¹の導入促進が必要。

(5) 景観

○景観行政の取組

- 2004年に景観法が制定される以前の1988年から、本市では全国に先立ち「川西市景観形成基本計画」を策定し、魅力的な景観形成に取り組んできました。
- 2015年には、魅力的な景観形成をより一層推進するため、景観法に規定する「川西市景観計画」を策定しました。
- 「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の審査を行うことにより、良好な景観の維持に取り組んでいます。
- 市内の良好な景観に関する情報発信に継続して取り組んでいます。



○市民主体の取組

- 地域住民が主体となり、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するために定められた「地区計画」により、屋根、外壁などの色を周囲の調和のとれたものとするなどで、良好な住環境を維持しています。



課題

- “居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”の形成のため、市民・事業者・行政が協働して取り組み、身近な景観を広め守る仕組みづくりが必要。
- 良好な景観を形成するため、豊かな自然景観や美しいまち並みを守っていくことができる地域ごとのルールづくりなど、市民や事業者との協働推進が必要。
- 市街地などでは、周辺環境と調和しつつ、にぎわいが感じられる景観の創出によるまちの魅力向上が必要。

²¹ 再生可能エネルギー：有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

(6) 防災・減災

○風水害

- 本市は、瀬戸内気候区のため年間の降雨量が比較的少なく、台風の直撃を受けることが少ないものの、集中豪雨並びに台風時の風水害などによる被害を受けることがあります。
- 被害発生状況は6～10月に集中しています。
- 南北に流れる一級河川である猪名川をはじめ、23の河川があり、河川改修が計画的にすすめられています。
- 宅地開発や農地の減少など流域環境の変化とともに保水、遊水機能の低下や流量の増大など水害発生の要因が生じており、低地部においては排水機場やポンプ設備を設け、強制排水を行うなど対策を講じています。
- 山を切り開き、ニュータウン開発を行ったため、平時は自然に近く、土砂災害や倒木による被害が考えられます。



○地震

- 1995年1月17日に起きた兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、市内各所に大きな被害がありました。
- 六甲断層の延長の“有馬一高槻構造線”の上に本市は位置します。有馬一高槻断層帯については、2012年に発表された「兵庫県被害想定」のなかでは、最大規模マグニチュード7.7の地震が発生した場合、本市では震度7の揺れが想定されています。
- 南海トラフ地震については、2014年に発表された「兵庫県被害想定」のなかでは、最大規模マグニチュード9.0の地震が発生した場合、本市では震度6弱の揺れが想定されています。



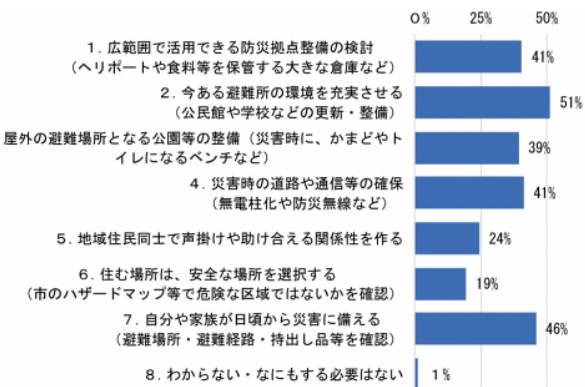
○火災

- 市内には古い木造住宅が近接、密集している地域や、生活道路が狭いため緊急車両が進入しにくい地域が存在しています。



○防災意識

- 市民アンケートの「大規模災害等に備えて大切だと思うこと」という問いに対しては、「避難所の充実（51%）」「避難場所・経路、持出し品を確認するなどの日頃からの備え（46%）」のほか、「防災拠点整備」「屋外避難場所として公園の整備」「道路や通信等の確保」が40%前後と高い値であり、総合的に防災について取り組むことが求められています。



問) 大規模災害等に備えて大切だと思うこと



課題

- 大雨による河川や水路の氾濫・溢水、土砂崩れのおそれへの対応が必要。
- 風雨による街路樹の倒木のおそれへの対応が必要。
- 地震による建物の倒壊のおそれへの対応が必要。
- 密集市街地からの出火時における延焼拡大のおそれへの対応が必要。
- 一人ひとりの防災意識の向上が必要。
- 災害に強いまちづくりが必要。

第3章 まちづくりの基本理念と目標



3-1 第6次川西市総合計画

上位計画である第6次川西市総合計画では、以下に示す基本構想と基本姿勢を設定しました。

【基本構想（めざす都市像）】

心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～

日々の暮らしの中で、ふとしたきっかけで心が弾むとき、人は笑顔になります。まちは、そこに暮らす人の生活で形づくられるもの。あなた自身が笑顔で暮らせることも、川西というまちを形づくる上で大切なものです。

一人ひとりが思い描く幸せの形は、きっと違います。ただ、「幸せに暮らしたい」という思いは、誰もが同じように持っているのではないのでしょうか。

子どものにぎやかな声が飛び交い、みんなの笑顔が満ちあふれ、いつまでも安心して暮らせる日々。そんな「何気ない日常」の積み重ねが心地よさを育み、それぞれの幸せを形づくりします。

川西は、そんな「ジブンイロの幸せ」を大切にし合えるまちでありたい。

まちの明日に必要なものは、この地に根ざした「愛着」です。誰もが主役となり、住み慣れた場所でジブンらしく、いきいきと輝ける。そんなまちの未来を、みんなでつくりましょう。

【私たちが大切にしたい思い（4つの基本姿勢）】

1 まず、「子どもの幸せ」から始めます。



子どもたちの笑顔は、世代を超えたにぎわいや活力を地域にもたらします。

私たちは、笑顔あふれる子どもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざします。

2 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。



誰もが、地域の一員として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。

私たちは、各々のペースでまちに関わりながら互いを尊重し、多様な個性を認め合えるまちをめざします。

3 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。



このまちを、未来の子どもたちにしっかりと引き継ぐ責任が私たちにはあります。

私たちは、人口減少社会や自然災害等を見据え、既存のまちのあり方を柔軟に見直し、持続可能なまちをめざします。

4 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。



一人ひとりに安らげる居場所や充実した時間があることで、このまちで過ごす時間がかけがえのない思い出になっていきます。

私たちは、「やってみたい」ことに自らチャレンジでき、それを応援し合えるあたたかいまちをめざします。

3-2 まちづくりの基本理念



- 1 まず、「子どもの幸せ」から始めます。
- 2 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。
- 3 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。
- 4 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。



新たな魅力や価値

みどり豊かな住宅都市に
新たな魅力や価値を掛け合わせて
持続可能で生活の質が高いまちづくりをめざす



- まちづくりの基本理念 -

みどり豊かな住宅都市に 新たな魅力や価値を掛け合わせる
「持続可能で生活の質が高いまちづくり」



本市は豊かな自然環境を有し、高度経済成長期に住宅開発とともに成長してきたまちです。今後、人口減少がすすむことが予想されるなかで、まちづくりに関する施策や民間活力などにより、新たな魅力や価値を市民、事業者、行政でつくり上げ、持続可能で生活の質の高いまちづくりをめざします。



基本姿勢

2 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。

誰もが、地域の一人として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。私たちは、各々のペースでまちに関わりながら互いを尊重し、多様な個性を認め合えるまちをめざします。

まちづくりの目標

(2-1) 高齢者や障がいをもった人や日常の移動に困難を抱える市民の活動を支える



・高齢者や障がいをもった人が元気に活動、移動しやすく、生き生きと過ごすことができるまちづくりをめざします。

- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

(2-2) 新たなライフスタイル・ワークスタイルに対応する



・新たなライフスタイル、ワークスタイルの住宅や事務所の土地利用の需要の高まりに柔軟に対応します。

- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

(2-3) 人々が集まるスペースを増やす



・まちなかのこれまで目を向けられてこなかったパブリックスペースに、日常的に人々が集まるきっかけを創出します。

- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

・まちのにぎわい創出に向け、民間事業者から低未利用地の活用方法を募集し、官民の連携を推進します。

- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

(2-4) 誰もが居心地の良いまちをめざす



・誰もが自分らしく暮らしていけるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。

- ▶ 4-5 市街地整備の方針

・交通安全対策などにより、居心地が良い歩いて楽しくなるような、ウォーカブルなまちづくりをめざします。

- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

3-3 まちづくりの目標

【私たちが大切にしたい思い（4つの基本姿勢）】と【まちづくりの基本理念】に基づき、本市がめざすべきまちづくりの目標を、以下のように定めます。

基本姿勢

1 まず、「子どもの幸せ」から始めます。



子どもたちの笑顔は、世代を超えたにぎわいや活力を地域にもたらしめます。私たちは、笑顔あふれる子どもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざします。

まちづくりの目標

(1-1) 子どものスペースを守り、充実させる



・通学路、学校施設、公園などの子どもに関する地域のコミュニティスペースの機能強化をすすめます。

- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

(1-2) 子どもの可能性を応援する



・子どもの意見を積極的にきける機会を設けるなど、“子ども目線”からのまちづくりをすすめます。
・思い切りボール遊びができる公園、地域交流ができる空間など、公園のルール、あり方を検討し、地域にとって使いやすい公園づくりをすすめます。

- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

(1-3) 子ども・子育て世帯の生活を応援する



・通学、通勤、買い物などの日常の生活が送りやすいまちとなるように公共交通や、地域の拠点のあり方について考えます。

- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

・公民館などの公共施設のあり方を見直し、様々な活動拠点として利活用します。

- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

基本姿勢

③ 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。



このまちを、未来の子どもたちにしっかりと引き継ぐ責任が私たちにはあります。
私たちは、人口減少社会や自然災害等を見据え、既存のまちのあり方を柔軟に見直し、持続可能なまちをめざします。

まちづくりの目標

(3-1) 働く場のあるまちをめざす



- ・市街化区域²²に限らず、市街化調整区域を含めて「土地利用計画」などの活用により、地域や景観に配慮し、働く場の誘導など地域の活性化を行います。
- ▶ 4-2 土地利用の方針

(3-2) 公共交通を活かした生活をめざす



- ・市民、事業者、行政が一体となり、公共交通の利便性向上や利用促進に取り組みます。
- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ・公共交通ネットワークを活かし、コンパクトで生活の質が高い持続可能なまちのあり方を考えます。
- ▶ 4-2 土地利用の方針

(3-3) 空き家・空き地等を賢く活かす



- ・空き家、空き地などの低未利用地を増やさないため、日ごろから意識啓発や流通と利活用の促進に取り組みます。
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

(3-4) 環境にやさしい生活をめざす



- ・再生可能エネルギーや省エネルギー施策を推進します。
- ・脱炭素、循環型のまちづくりを官民一体で推進し、地域の特色を活かしながら、市全体でカーボンニュートラルをめざします。
- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-6 自然環境保全の方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

²² 市街化区域：すでに市街化を形成しており、おおむね10年以内に市街化を優先的かつ計画的に推進すべき区域。公共施設を優先して整備するなど積極的に開発を行う。

基本姿勢

④ 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。



一人ひとりに安らげる居場所や充実した時間があることで、このまちで過ごす時間がかけがえない思い出になっていきます。
私たちは、「やってみたい」ことに自らチャレンジでき、それを応援し合えるあたたかいまちをめざします。

まちづくりの目標

(4-1) 安全・安心な暮らしをみんなで考え、つくる



- ・地球温暖化による気候変動の影響もあり、近年大規模な豪雨災害が発生していることを踏まえ、水害対策、山地防災対策をすすめます。
- ・南海トラフ地震など激甚災害に備え、市民、事業者、行政で情報を共有しつつ、みんなで安全、安心なまちづくりをすすめます。
- ・市民、事業者、自らが災害へ備えることを推進します。

▶ 4-8 都市防災の方針

(4-2) 川西のことが好きな人を増やす



- ・市民、事業者に川西の良さを改めて認識してもらい、愛着や誇りを抱くきっかけとなるように身近にある“暮らしの景観”を良くすることをめざし、良好な景観形成に向けて、景観保全、形成の取り組みを推進します。
- ・自然や景観を活かしながら守る市民や事業者の活動をサポートします。

▶ 4-7 都市景観形成の方針

(4-3) 日常生活の安らげる場所を増やす



- ・都市公園などのまとまったオープンスペースでは、各施設、地域の特性に応じた取り組みを推進します。
- ・身近にあるみどりや親水区域、河川周辺は日常生活の安らぎとなるため、安全で快適なまちづくりをすすめます。

▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

(4-4)地域の豊かな暮らしを促す



・クラウドファンディング型ふるさと納税²³を活用した起業支援などを行い、川西市で働く場を増やします。

- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 6-1 参画と協働によるまちづくりの推進

・地域、住民が主体となり、まちの将来像を思い描く活動を支援します。

- ▶ 6-1 参画と協働によるまちづくりの推進

(4-5)多様な関わり方による交流を促す



・多様性にあふれる人々が住み働き訪れ、活発に交流することを通じ、地域に活力を創造できるように、交流を促進します。
・農業の担い手不足解消のため、農家と農業従事希望者や企業、福祉事業所をつなぎ合わせることを検討します。

- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針

・多様な学びと交流の場を創出します。

- ▶ 6-1 参画と協働によるまちづくりの推進

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針及び第6章のまちづくりの推進方策を示す。

²³ クラウドファンディング型ふるさと納税：自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組み。

第4章

まちづくりの分野別方針



4-1 都市構造

都市構造とは、本市を構成する自然環境や土地利用を基盤として、主要な都市機能の配置など将来あるべきまちの骨格的な構造を示すものです。

拠点



都心核

・阪急電鉄川西能勢口駅からキセラ川西地区までの付近を「都心核」と位置づけます。既存施設の有効活用と回遊性を高め、滞留できる空間を確保することなどにより、魅力的で活力のあふれる市の中心的な役割を担う拠点とします。

地域核

・中エリアの中部にある能勢電鉄多田駅～鼓滝駅、北部にある能勢電鉄山下駅～畦野駅周辺から国道173号沿道を中心とした、商業、文化、生活利便施設が集積する2つの地域を「地域核」と位置づけます。商業、業務施設や交流、文化活動の場の集積などを図り、生活、仕事、交流、文化活動を支える拠点とします。

自然共生拠点

・知明湖一带を含めた県立一庫公園周辺を中心とする地域を「自然共生拠点」と位置づけ、周辺の妙見山、知明湖キャンプ場などとともに、水と緑に恵まれた美しい自然環境と触れ合える市民の憩いの拠点とします。

連携軸

広域連携軸

・広域的な人の移動や物の流れを支える鉄道や幹線道路。

国土幹線	中国縦貫自動車道、新名神高速道路
高速道路	阪神高速11号池田線
鉄道	JR宝塚線、阪急電鉄宝塚線

都市連携軸

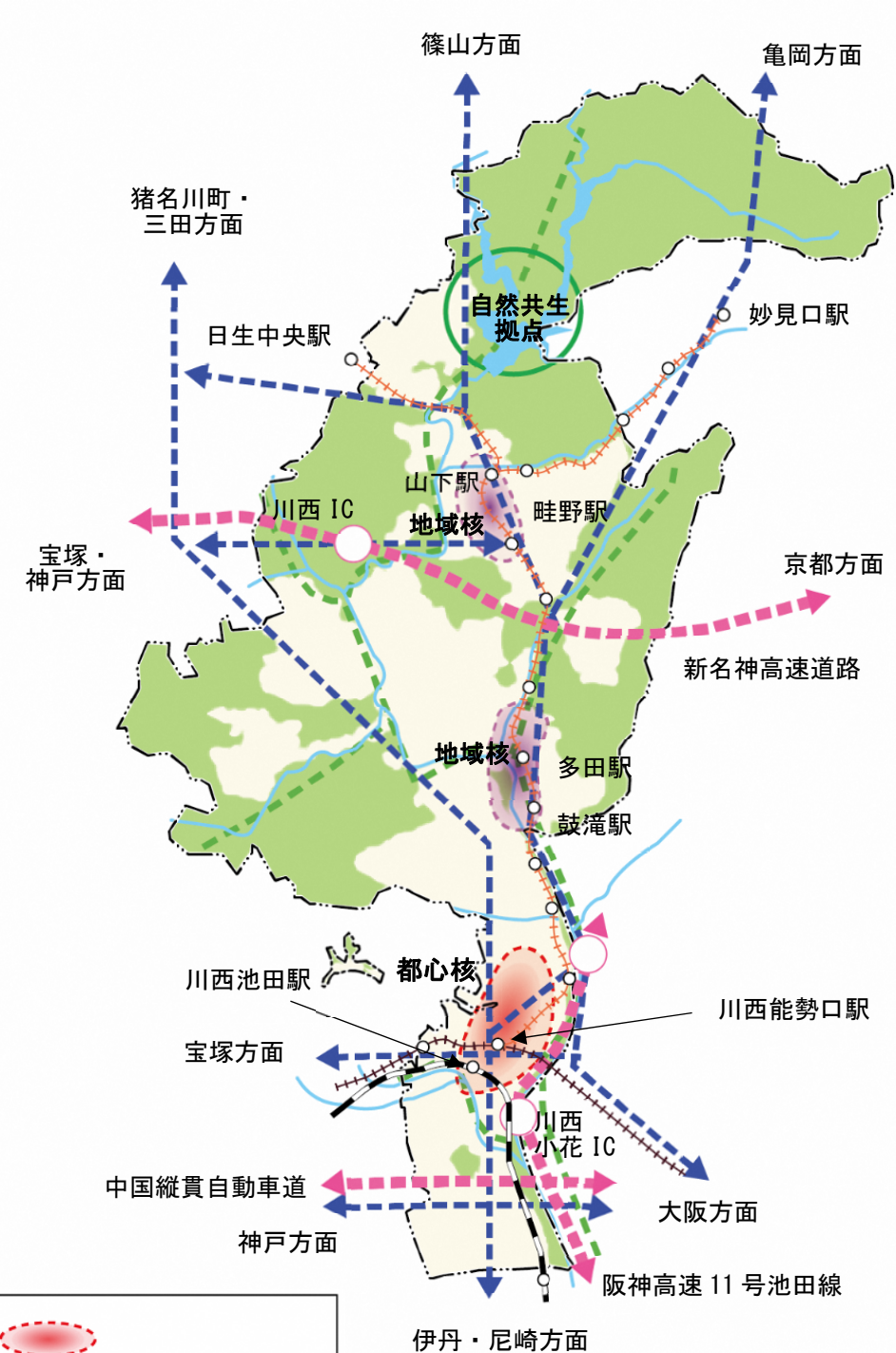
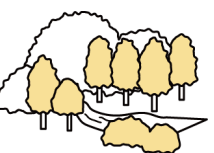
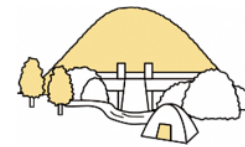
・拠点間やニュータウンなどを結ぶ交通の軸。

幹線道路	国道173号・176号、県道川西篠山線・尼崎池田線、 県道川西インター線
鉄道	能勢電鉄

水とみどりの連携軸（緑水軸）

・市の豊かな自然環境や自然景観を形成している、生活に安らぎを与える都市を特色づける貴重な自然環境であり、グリーンインフラでもあります。

自然環境	猪名川、一庫大路次川、知明湖（一庫ダム）等
------	-----------------------



凡例

- 都心核 (Red dashed oval)
- 地域核 (Purple dashed oval)
- 自然共生拠点 (Green oval)
- 広域連携軸 (Pink dashed line with circles): 国土幹線、高速道路
- 都市連携軸 (Blue dashed line with circles): 幹線道路
- 水とみどりの連携軸(緑水軸) (Green dashed line): 自然環境
- 鉄道 (JR宝塚線) (Black line with circles)
- 鉄道 (阪急電鉄宝塚線) (Black line with squares)
- 鉄道 (能勢電鉄) (Black line with squares)

都市構造図

4-2 土地利用の方針

人口減少や高齢化などを受け、市の財政状況を踏まえながら、コンパクトで生活の質が高い持続可能なまちをめざすため、行政と民間が連携し、お互いの強みを活かすことによって、働く場の誘導など市民、事業者、行政にとって最適な土地利用をめざします。

市街化区域



- ・居心地、住み心地の良い市街地の形成をめざします。
- ・今後、人口減少がすすむことが予想されるなかで、行政が示すまちづくりに係る方針のもと、様々な施策や民間活力などにより、新たな魅力や価値を様々な立場、年代のみなさまとつくり上げ、コンパクトで持続可能な生活の質の高い土地利用をめざします。
- ・人口減少が想定されるなかで、市街化区域の拡大は原則行いません。ただし、土地利用計画などにより計画的に土地利用の検討を図る区域、開発の見通しのある区域または土地需要の高まりが著しいと見込まれる区域については、土砂災害が想定される区域などの危険な区域を避け、まちづくりにおいて必要な区域である理由を明確に示し、市街化区域への編入に向けた検討などを適宜行います。

関連計画

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの考え方
用途地域等見直し基本方針

市街化調整区域



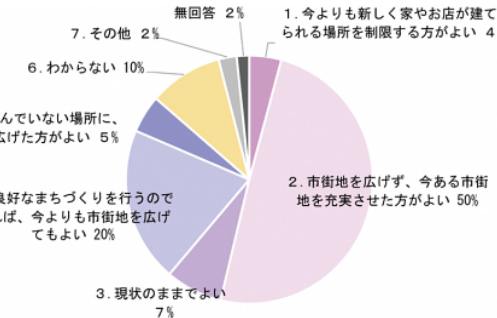
- ・開発行為及び建築行為は、原則として禁止し、開発許可制度を適切に運用します。
- ・農林業や周辺環境や景観との調和を保ちつつ、地域住民が一丸となって行う土地利用計画や土地区画整理事業など、計画的なゾーニングやプランに基づく土地利用に限り、認めます。
- ・山地などの自然土壌には保水機能があるため、山地などを切り開いての土地利用は、土壌汚染や崩落などによる災害発生の未然防止を基本に置き、総合的に判断します。

関連計画

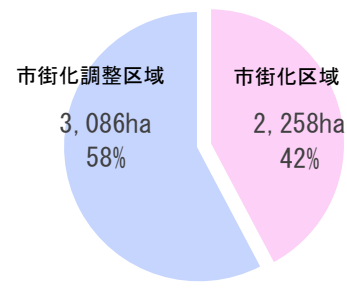
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しの考え方
市街化調整区域における地区計画の運用基準
川西市土地利用計画（各種）

コラム

都市計画マスタープランの見直しに向けての市民アンケートにおいて、人口減少した場合の市街地のあり方について尋ねたところ、「市街地を広げず、今ある市街地を充実させた方がよい（50%）」が最も多い結果となっています。

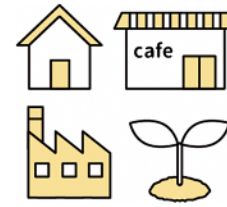


問) 人口減少した場合の市街地のあり方



川西市の市街化区域と市街化調整区域の面積割合

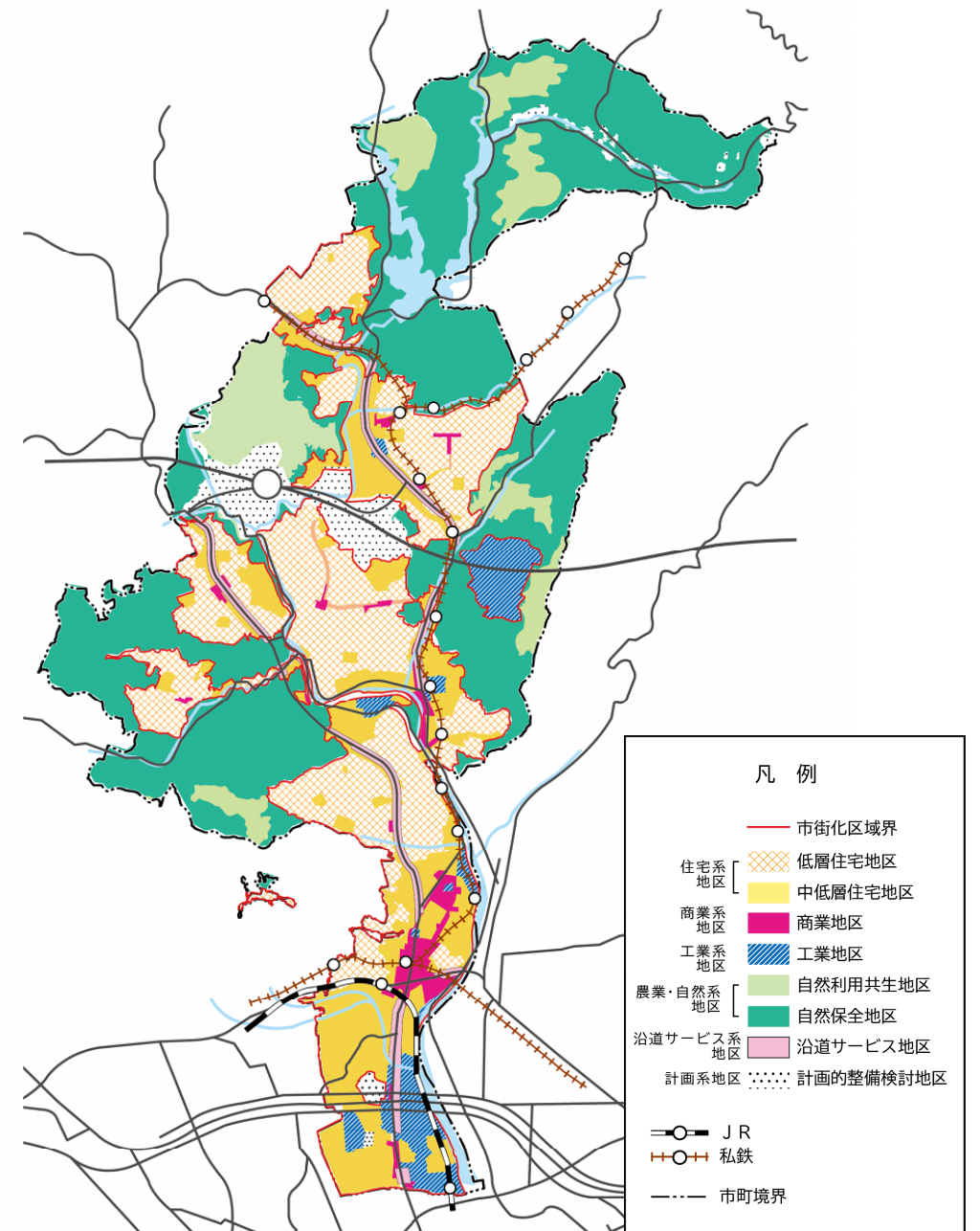
土地利用区分



- ・用途地域を基本とした「住居系地区（低層住宅地区、中低層住宅地区）」「商業系地区（商業地区）」「工業系地区（工業地区）」「農業・自然系地区（自然利用共生地区、自然保全地区）」の面的な地区分けのほか、幹線道路沿道などの線的な「沿道サービス系地区（沿道サービス地区）」、また土地利用計画などにより計画的に土地利用の検討を図る「計画系地区（計画的整備検討地区）」に区分します。
- ・規制だけではなく、地域や市場のニーズを読み解き、時代の変化に柔軟に対応する緩和や制度改定を検討します。

関連計画

用途地域等見直し基本方針
市街化調整区域における地区計画の運用基準
川西市土地利用計画（各種）



土地利用計画図

○住宅系地区

<低層住宅地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 中エリアには低密度の戸建住宅を中心とした大規模ニュータウンが広がっています。 大規模ニュータウンに特徴的な低層住宅地は、市街化区域面積の50%以上を占めており、計画的な大規模開発により、良好な住宅環境が形成されています。一戸建ての持ち家の割合が高く、一世帯あたりの延べ面積も大きいことが特徴となっています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域などの地域地区²⁴や、住民主体によってつくり上げられる地区計画などを積極的に活用し、今後も低層住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。 急激な高齢化が進行している大規模ニュータウンについては、少子高齢化などの社会環境の変化を踏まえ、低層住宅地の良好な住環境を維持しつつ、多様性を受け入れるため、用途地域の見直しなどにより、持続可能なまちづくりをめざします。

<中低層住宅地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 低層住宅が広がり、中層住宅、農地が混在しています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 中エリアでは、低層の住宅地が広がり、その中に中層住宅と農地が混在しており、建築物の高さの最高限度を定める高度地区を指定するなど、中低層住宅地としての良好な居住環境の形成をめざします。 南エリアでは、阪急電鉄川西能勢口駅周辺及びキセラ川西地区を除き、低層住宅を中心とした中に中層住宅や農地が介在している環境であることから、土地利用の動向などを勘案し、用途を適正に誘導して、良好な中低層住宅地の環境形成をめざします。

○商業系地区

<商業地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 都心核として位置づけられている阪急電鉄川西能勢口駅周辺及びキセラ川西地区には商業施設などが集積しています。また、地域核である能勢電鉄多田駅及び山下駅周辺と大規模ニュータウンの中心地区には近隣住民を対象とした商業系の土地利用がみられます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 阪急電鉄川西能勢口駅周辺は交通拠点機能を基本に、商業機能及び文化、行政などの高度都市機能が複合する地域として機能を維持します。 阪急電鉄川西能勢口駅周辺部の高層住宅地区は、高度利用地区の指定により、小規模建築物の建築を抑制するとともに土地の高度利用を誘導します。 キセラ川西地区は、より複合的な都市機能を集積した暮らしやすい利便性の高い都心核の形成をめざします。 能勢電鉄多田駅、鼓滝駅及び山下駅、畦野駅を中心とした2つの地域は、中エリアにおける商業、文化、生活利便機能の中心を担う拠点として、にぎわいの形成をめざします。

○工業系地区

<工業地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 中エリアの舎羅林山地区には、流通などに関連する土地利用が計画されています。南エリアには、製造、加工及び組立に関連する事業所の集中する地域がみられます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 工業系や流通系の土地利用をすすめながら、隣接住宅地と調和のとれた市街地の形成をめざします。

○農業・自然系地区

<自然利用共生地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 北エリア、中エリアの市街化調整区域内での山林では、ゴルフ場が開発されています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 自然共生拠点を中心に形成され、豊かな自然に包まれた地域であることから、現在の自然環境との共生を図ります。

²⁴ 地域地区：都市計画において、土地をどのような用途に利用するべきか、どの程度利用するべきかなどを定めた地域及び地区のこと。

<自然保全地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 全域が市街化調整区域であり、北エリアでは自然系緑地と農林地を中心とした里山、中エリアでは縁辺の自然系緑地がみられます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 森林や農地は、生態系や自然地形、営農環境を保全するために、現在の環境を保持し、他の土地利用への転換を抑制していきます。 既存集落地では、生活に関連する施設の充実に努め、定住環境の維持に努めます。

○沿道サービス系地区

<沿道サービス地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 国道173号、国道176号、県道川西篠山線、県道尼崎池田線の沿道には、生活利便施設としての店舗、事務所などの立地がすすんでいます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路などの沿道地域の後背地の住環境に配慮しながら、周辺住民の生活利便に寄与できるよう沿道サービス機能を保全、誘導します。特に地域核の区域においては、その集積を高めることにより利便性を強化します。

○計画系地区

土地利用計画などにより計画的に土地利用の検討を図る地区。



<黒川地区>

現状	<ul style="list-style-type: none"> 「日本一の里山」と称され、豊かな自然環境、里山環境が保全されています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境や景観が形成、維持されてきた里山環境の保全、観光振興を通じた関係人口の拡大による地域の活性化に向けた土地利用を誘導します。

<新名神高速道路インターチェンジ周辺地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 山林、農地、既存集落からなる自然環境に恵まれた市街化調整区域に指定されている地区です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路に接続する県道川西インター線などのアクセス道路の周辺は、みどり豊かな周辺環境や景観に配慮しつつ、地域の活性化に資する土地利用を誘導します。

<加茂4、5丁目地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 特産物のイチジク、桃などを生産している農地がみられる市街化調整区域に指定されている地区です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路である県道尼崎池田線と国道176号に近接し、中国縦貫自動車道や阪神高速道路へのアクセスが良好な立地条件を活かした土地利用を支援します。

<久代3丁目下池、中池周辺地区>



現状	<ul style="list-style-type: none"> 主に農作業用のため池として活用されていましたが、周辺を含め、現状では低未利用地となっている地区です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 新たな周辺地域の活性化に向け、雇用創出など工業系の用途を含めた土地利用を検討します。

コラム

用途地域の指定状況

・用途地域は、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することなどにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成などを図るため、建築物の用途、密度、形態などを制限するものです。

・本市では、13種類の用途地域のうち、田園住居地域と工業専用地域を除いた11種類の用途地域を指定しています。

第1種低層住居専用地域	1,130 ha	50.0%
第2種低層住居専用地域	11 ha	0.5%
第1種中高層住居専用地域	170 ha	7.5%
第2種中高層住居専用地域	244 ha	10.8%
第1種住居地域	188 ha	8.3%
第2種住居地域	180 ha	8.0%
準住居地域	9 ha	0.4%
近隣商業地域	98 ha	4.4%
商業地域	18 ha	0.8%
準工業地域	100 ha	4.4%
工業地域	110 ha	4.9%
合計	2,258 ha	100.0%



<特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）>

- ・特別用途地区は、用途地域の指定を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るものです。
- ・大規模集客施設の立地は、商業地域及び近隣商業地域に集積させる方針であり、それ以外の用途地域においては、道路が混雑するなど都市基盤施設への著しい負荷が考えられることから特別用途地区の制度を活用し立地を制限します。

大規模集客施設立地規制地区 (中心市街地を除く準工業地域)	100.0 ha
----------------------------------	----------



<生産緑地地区>

- ・農地は、農産物を生産する場としてだけでなく、保水機能や緑地としての機能、災害時の空地としての機能など、様々な機能を持っています。
- ・生産緑地地区は、市街化区域内における貴重な農地として、これらの機能を評価し、災害の防止や農業と調和した良好な都市環境づくりに役立つ農地として保全に努めます。

指定地区数	305 地区
区域面積	66.21 ha



<高度地区>

- ・主に住居系用途地域内において、建築物の最高高さを定め、日照の確保など市街地の良好な居住環境を保全します。

第1種高度地区	248.0 ha
---------	----------



<高度利用地区>

- ・主に市街地再開発事業²⁶の区域において、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。

栄町1	2.2 ha
栄町2	3.3 ha
栄町3	2.6 ha
小花1	0.4 ha
小花新町	1.2 ha



<既存集落維持のための土地利用誘導>

- ・市街化調整区域において、人口減少や高齢化などに伴う既存集落の活力低下を回避するため、地域の生活を維持する弾力的な土地利用を誘導していきます。

北部地域のまちづくりの推進



- ・旧川西病院跡地など地域資源として活用できる土地、建物が集中する主に中エリア北部の地域を「北部地域」として、住民生活の質の向上をめざします。

関連計画 北部地域のまちづくり方針

○その他の土地利用の方針



<地区計画>

- ・地区計画は、街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度であり、地区の特性にふさわしい良好な都市環境を維持、形成するため、都市全体での用途地域の状況を勘案しながら活用するものとします。
- ・土地区画整理事業による基盤整備などがある場合は、地区計画を合わせて定めるよう検討します。
- ・地区計画を定めるにあたっては、住民や土地権利者が主体的に関与することとし、行政は側面的な支援を行うとともに、都市計画法第16条第3項の申出制度について規定した「川西市地区計画及びまちづくり推進に関する条例」に基づき、住民からの地区計画案の申し出の内容を都市計画に反映させます。
- ・地区計画は、主として既存の規制を強化するものであることから、まちの活性化を阻害することのないよう、高齢化の状況や人口の動向などを考慮し、地区の現況や将来の予測に基づいて、地区の住民間で熟議²⁵を重ねながら地区計画案の検討をすすめるものとします。
- ・地区計画に定めることができない事項について、居住環境のより高度な維持、増進を図るため、住民による自主的な規制が行われることが適当である場合には、自主的なまちづくり活動のルールを定め、活用します。

地区計画の指定状況

地区名	地区計画区域面積	地区名	地区計画区域面積
中央地区	32.0 ha	見野2丁目地区	1.7 ha
グリーンエステート日生中央	1.0 ha	大和西1丁目地区	4.8 ha
阪急日生ニュータウン（川西市）	110.9 ha	大和団地東地区	1.8 ha
ファミリータウン清和台	6.4 ha	清和台地区	159.5 ha
鶯が丘地区	11.6 ha	撰代地区	3.6 ha
大和東2・5丁目地区	9.3 ha	けやき坂地区	77.1 ha
南野坂地区	18.5 ha	東畦野山手地区	17.4 ha
多田院北地区	3.7 ha	満願寺町地区	6.1 ha
多田院南地区	3.6 ha	多田高見台地区	1.8 ha
多田グリーンハイツ水明台地区	63.5 ha	湯山台地区	41.1 ha
多田グリーンハイツ向陽台地区	73.7 ha	高芝地区	3.3 ha
多田グリーンハイツ緑台地区	85.2 ha	石道地区	5.6 ha
大和東1丁目地区	29.4 ha	舎羅林山地区	77.0 ha
合計		849.6 ha	

コラム

地区計画の状況

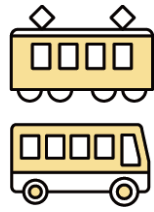
- ・2005年4月に地区計画の案の申出制度と活動支援の両方について規定した「川西市地区計画及びまちづくり推進に関する条例」を制定し、住民主体の活動支援に取り組んでいます。条例制定後、地区計画策定の活動は活発化しており、2024年3月現在、市内の地区計画の総面積は約849.6haまで上昇しました。
- ・地区計画の案は、開発事業者から提案される場合と住民からの発意で提案される場合があります。住民からの提案は、地区に居住する住民が住環境保全の意識を高め、粘り強く地区住民の意見集約を行いながら地元案をまとめます。住民提案型の地区計画の策定には、大きな労力を伴いますが、本市の地区計画は住民提案型が極めて多いことが特徴で、このことは本市の住民のまちづくりに対する意識の高さを示すものと考えられます。

²⁵ 熟議：多数決や同じ考え方の者だけで結論を出すのではなく、異なる立場や考え方を互いに理解し合いながら、十分に論議を尽くし、合意に向けて努力を重ねるプロセスのこと。

²⁶ 市街地再開発事業：市街地内の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用や、公共施設の整備などを行い、居住環境の整備や都市機能の更新を図ることを目的とした事業。

4-3 交通網の整備方針

公共交通網



- 公共交通について、市民の財産としての認識を深めるとともに、市民ニーズにあったサービスの整備を図ります。
- 公共交通の利便性の向上を行うことで、自家用車から公共交通への転換を促進し、中心市街地や各地域拠点のにぎわいの向上を図り、環境にやさしいまちの実現をめざします。
- 自家用車だけに頼らずに移動できる環境づくりとして、身近な地域内交通を市民、事業者、行政が一体となって構築していきます。

関連計画 川西市公共交通計画

道路網

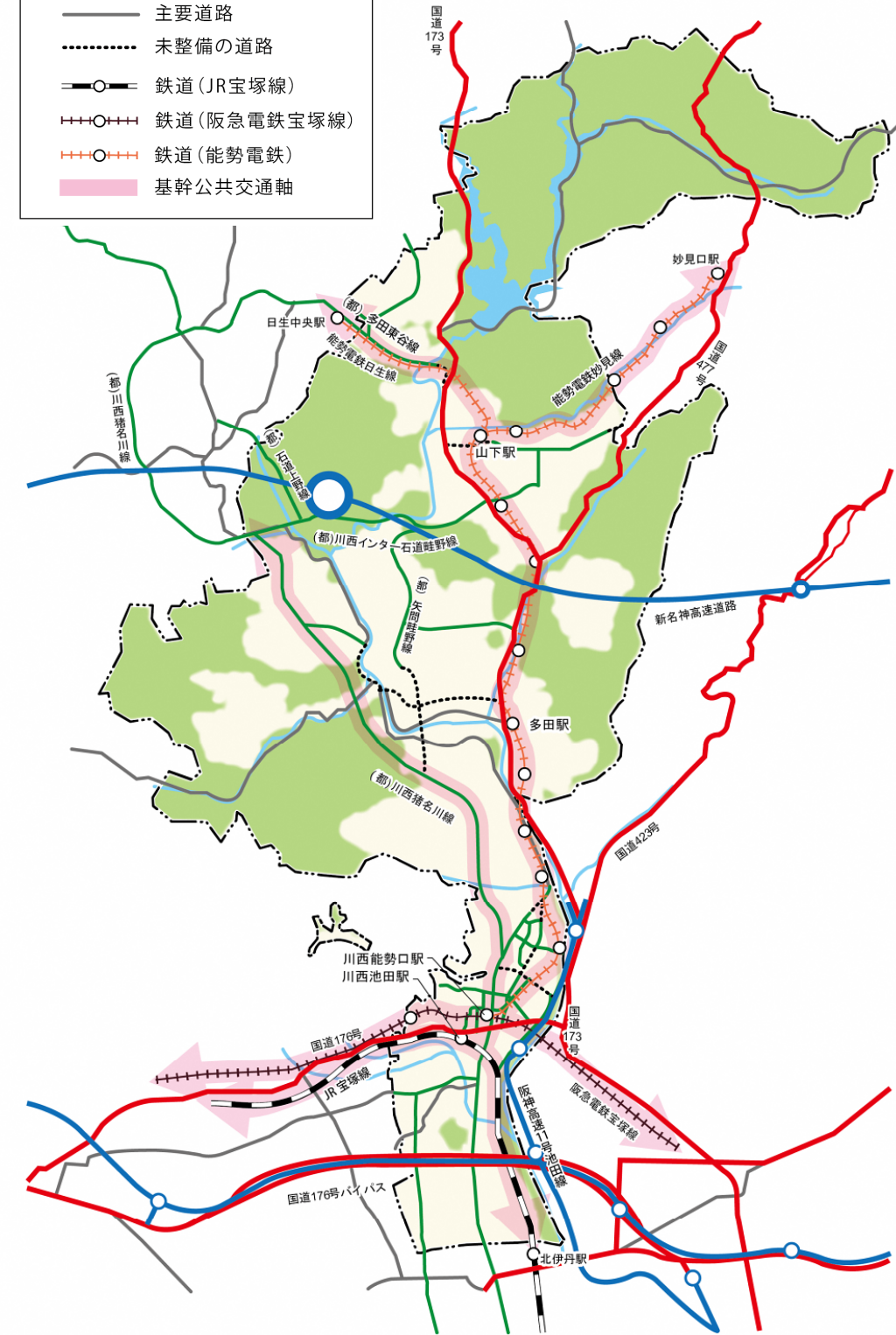
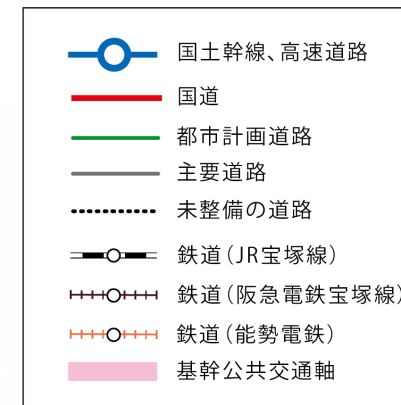


- 都市計画道路呉服橋本通り線、豊川橋山手線、見野線の整備をすすめます。
- 都市計画決定後、長期にわたり未整備となっている都市計画道路は、代替機能やまちの将来のかたちを総合的に判断し、廃止することを検討します。
- 東西方向の交通網の強化として、舎羅林山地区と箕面市をつなぐ新設道路の整備に向けて、調査や協議を行いながら、検討をすすめます。
- 特に道路が狭い既成市街地や集落の通学路をはじめ、日常生活で利用される身近な道路である生活道路は、地域のニーズを把握しながら、歩行者にやさしい安全な生活道路に向けて、整備に努めます。
- 環境対策や健康への市民意識の高まりに合わせ、歩行者空間や自転車通行空間の整備を検討します。

関連計画

- ひょうご21世紀交通ビジョン
- ひょうご社会基盤整備基本計画
- 川西市都市計画道路網の見直し案
- 川西市自転車ネットワーク計画

凡例



基幹公共交通軸図

4-4 その他の都市施設等の整備方針

公園・緑地

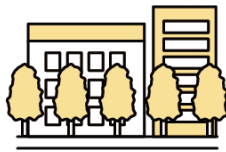


- ・利用者ニーズや地域特性に応じた、思い切りボール遊びができるなど、“特色ある公園づくり”を地域と一緒にめざします。
- ・老朽化した遊具や施設は、利用者の安全のため順次適切に更新をします。
- ・特に公園が不足する地域を重点的に、オープンスペースなど公園的空間として活用できる仕組みづくりをめざします。

関連計画

川西市みどりの基本計画
川西市公園施設長寿命化計画

街路樹



- ・これまでの本数（量）重視から、適正な配置と量とし、管理コストの縮減により適切な維持管理を行うことで、みどりの質の向上をめざします。

関連計画

川西市みどりの基本計画
川西市街路樹維持管理計画

農地・生産緑地



- ・農業の担い手不足解消のため、「農地バンク制度」、「市民ファーマー制度」などを活用し、農家と農業従事希望者や企業、福祉事業所をつなぎ合わせることを検討します。
- ・まちなかに存在する農地（都市農地）は、良好な生活環境の確保に効用がある多様な機能を発揮するグリーンインフラとして、管理、保全に努めます。
- ・土地所有者からの申し出のあった市街化区域内の広さ300㎡以上の一団の農地は、生産緑地、特定生産緑地²⁷として指定をし、計画的な保全を図ります。

コラム

農地の新たな担い手を育成

耕作・管理が難しくなってきた農地を、借りたい人や購入したい人向けに市ホームページで紹介する「農地バンク制度」を創設しています。一方で、農家でない方が農地を借りられる「市民ファーマー制度」の要件を緩和することで、新たな担い手の育成をめざしています。



■川西市農地バンク制度とは

農地所有者などが耕作または管理できなくなった農地を登録、就農希望者や経営の規模を拡大したい農業者へ情報を提供し、農地の有効利用を促進する制度。

■市民ファーマー制度とは

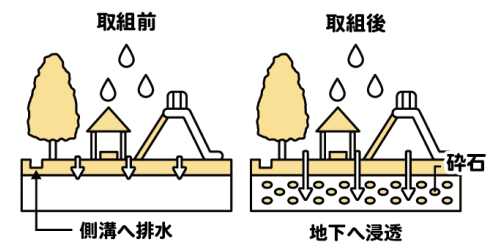
一定の農業経験を積んだ人が、小規模な農地（おおむね1aから10a程度）を借りて農業をはじめられる制度。

²⁷ 生産緑地、特定生産緑地：生産緑地は、都市計画上、緑地の環境機能を維持するため、その土地の保全を目的とした地域地区のこと。生産緑地法により生産緑地に指定された農地の申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地など利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延期する制度を特定生産緑地という。

コラム

グリーンインフラで課題を解決

グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を活かして地域の課題に対応する都市の施設や土地利用をいい、持続可能な地域や自然共生型の社会の実現などに貢献するものです。各地で展開されるグリーンインフラの事例からは、多様な効果がみられます。



グリーンインフラで都市の課題に対応した事例

課題	グリーンインフラの効果
気候変動に対応	公園などで透水性舗装などを整備し雨水の保水・浸透を図ることで河川水位の急激な上昇を抑える。都市空間での植栽の蒸発散効果でヒートアイランド対策に寄与。
都市空間の快適性	みどりの空間をつくることで、都市の魅力や快適性が向上。
投資や人材の呼び込み	民間再開発事業で、屋上緑化、みどりの広場、遊歩道を整備。水害対策にも資する都市公園、周辺の生態系ネットワークにも配慮した取り組みを実施し、新たな投資や人材を呼び込む。
生態系のネットワーク形成	河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境が確保される。多様な河川景観を保全・創出される。
低未利用地の管理・活用	人口減少により段階的に発生する低未利用地を緑地や農地で活用。

みどり



- ・みどりの恩恵が市民生活に活かされ、より安全で快適なまちづくりが実現できるよう、特性となるみどりを守り育み、みどりと人が健全に共存できる環境づくりをすすめます。
- ・ストックされてきた公園などのみどりをより効果的、効率的に利活用できるようみどりの対象や役割の特化、集約化、再編などをすすめていきます。
- ・多様な事業との連携、多様な主体との協働などにより、まち（地区）全体の豊かなみどりの環境づくりをすすめます。

関連計画

兵庫県農地整備10箇年推進プログラム
川西市みどりの基本計画

上下水道



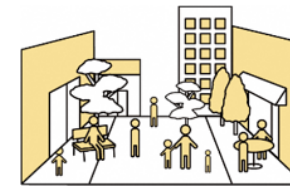
- ・安全で快適なまちの形成をめざし、効率的、効果的な維持、整備をすすめます。
- ・ポンプ場施設及び雨水貯留施設の機能を維持するため、適正な施設管理を行います。
- ・減災対策を含めて施設の老朽化に対応し、施設の計画的な更新及び適切な維持管理に努めます。

関連計画

川西市新水道ビジョン
川西市新下水道ビジョン

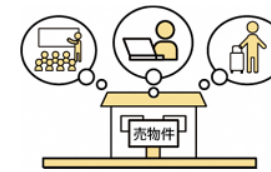
4-5 市街地整備の方針

既成市街地



- ・地区計画などのルールや地域住民の協力により、引き続き良好な住環境の形成を維持します。
- ・子どもや高齢者をはじめ、誰の目線からも暮らしていきやすいまち（バリアフリー²⁸、ユニバーサルデザイン等）や居心地の良いまち²⁹（ウォーカーブル等）をめざします。
- ・生活道路が狭く、木造住宅が近接して建ち並ぶニュータウン開発以前からの既成市街地は、災害に備えた防災施設、公共空間の整備や自主防災組織の育成、強化など地域の防災力の向上に努めます。

空き家・空き地



- ・低未利用地を増やさないため、空き家、空き地などの流通、利活用などマネジメントを促進します。
- ・空き家、空き地などに関するセミナーなどを通じ、個人の資産を適切に所有、管理できるように、意識啓発に努めます。
- ・空き家、空き地などを新しいライフスタイル、ワークスタイル³⁰の変化に対応した空間として利活用することを検討します。
- ・空き家、空き地などが増加傾向にあるニュータウンでは、時代のニーズに応じて、用途地域や地区計画の見直しなどにより、地域の魅力、利便性の向上をめざします。

関連計画 川西市空き家対策・マンション管理適正化推進計画

歩きたくなるまちづくり



- ・住む人や訪れた人が日常的に歩きたくなり、また足を止めたくなる店舗や施設がある魅力的な空間づくりをめざします。
- ・まちなかのパブリックスペースに、日常的に人々が集まる空間づくりをめざします。

駅前施設関連の更新



- ・駅前施設は整備完了から年月が経ち、老朽化したペDESTリアンデッキなど阪急電鉄川西能勢口駅周辺の施設の更新やにぎわいづくりについて検討します。

空港周辺対策地域での住環境の改善



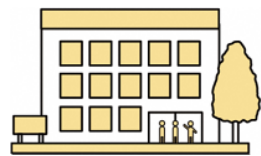
- ・大阪国際空港周辺地域では住環境の改善に向け、市民、事業者、行政が協力して航空機騒音対策と地域の活性化に取り組みます。

²⁸ バリアフリー：物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。

²⁹ 居心地の良いまち：世界の多くの都市で、街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取り組みがすすめられている。これらの取り組みは都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっている。日本でもウォーカーブル推進都市として300を超える地方公共団体が「まちなかを車中心から人中心へ」にチャレンジしている。

³⁰ ライフスタイル・ワークスタイル：テレワークが普及し、働き方が多様化していることも踏まえ、ワーケーションやプレジャーなどの仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行が推奨されている。また、気候変動への影響を踏まえ「脱炭素型ライフスタイル」（気候変動への影響を小さくする持続可能なライフスタイル）への注目が高まっている。

公共施設



- ・公民館などの公共施設のあり方を見直し、多様性にあふれる人々が活発に交流できる活動拠点として市民が集う空間をめざします。
- ・市民のライフスタイルの変化などに合わせて公共施設を再編します。
- ・低未利用地の活用により、まちなのにぎわい創出をめざします。
- ・起業家や地域活性化に関わるプレイヤーが交流するまちなか交流拠点「マチノマ」、阪急電鉄川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間であるペDESTリアンデッキ、阪急電鉄川西能勢口駅東地区のにぎわい拠点である「藤ノ木さんかく広場」及びキセラ川西地区の都市基盤施設である「キセラ川西せせらぎ公園」を活用し、まちなのにぎわいを創出します。

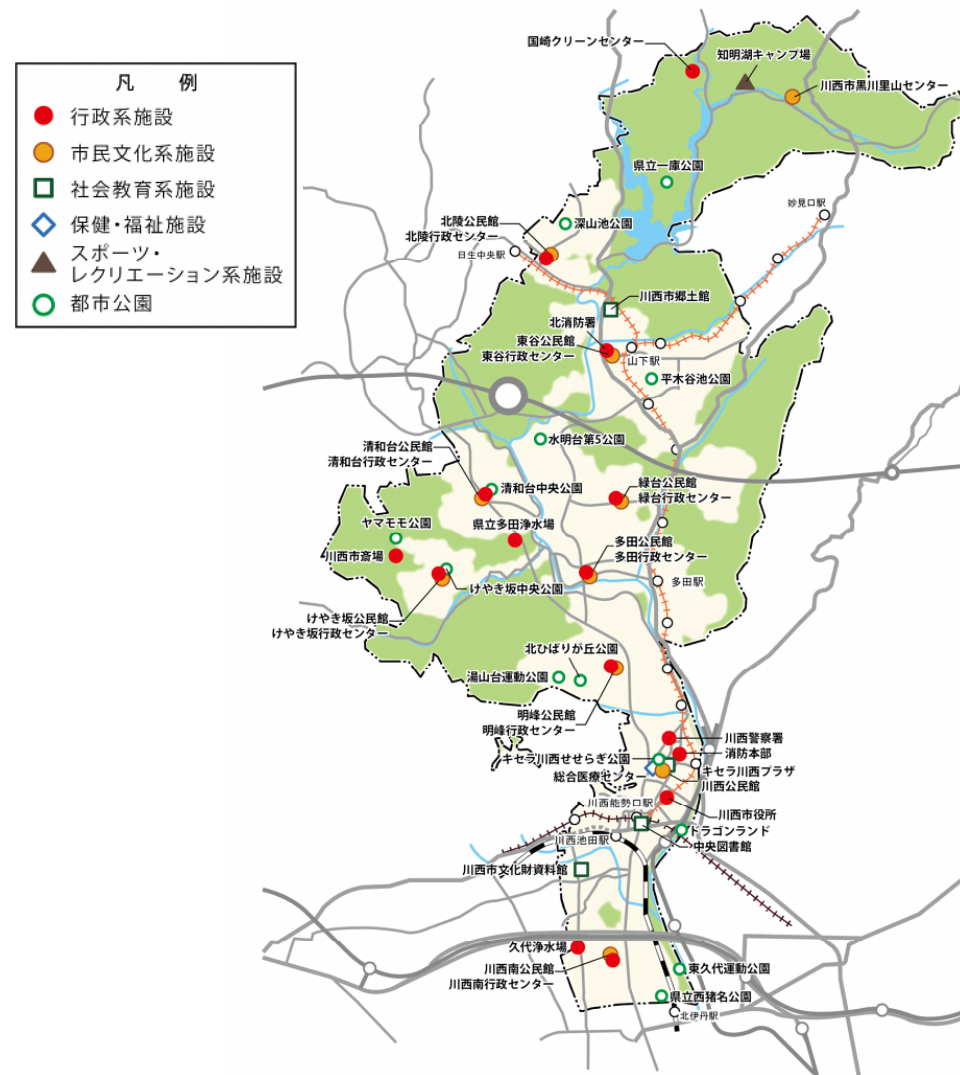
関連計画 川西市公共施設等総合管理計画

その他の都市施設（ごみ処理施設・斎場等）



- ・適切な維持保全、長寿命化を推進し、安定的な需要に対応するため、機能を維持します。

関連計画 川西市公共施設等総合管理計画



その他の主な都市施設の分布

4-7 都市景観形成の方針

ふるさと景観の形成

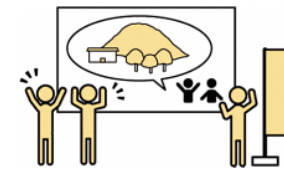


- ・“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”の形成を基本理念とします。また、特に市を縁取る河川や山並みの自然景観や、多田神社など歴史景観の保全に努めます。
- ・公共施設は、多くの人の目に触れるため、景観面に配慮した計画とします。

関連計画

川西市景観計画
川西市みどりの基本計画
生物多様性ふるさと川西戦略
史跡多田院保存活用計画
史跡加茂遺跡保存活用計画

市民や事業者との連携

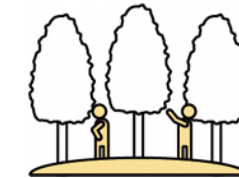


- ・身近にある“暮らしの景観”を良くすることをめざし、“魅力を高める景観”を守り、市民、事業者、行政が協力してつくり、また市の魅力を発信、PRをしていきます。
- ・地域住民の合意に基づいて定められる「地区計画」制度により、建物の外観に一定のルールを設け、良好な暮らしの景観の維持に努めていきます。

関連計画

川西市景観計画
川西市みどりの基本計画
生物多様性ふるさと川西戦略

景観保全・形成への取組



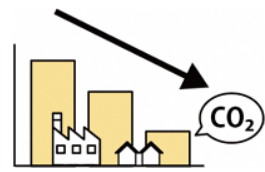
- ・地域の景観に関わる人材育成や市民の意識醸成につながる、将来を見据えた景観保全、形成への取り組みを実施します。

関連計画

川西市景観計画

4-6 自然環境保全の方針

ゼロカーボンシティへの取組



- ・地球全体で取り組むべき脱炭素社会に向け、ゼロカーボンシティ宣言都市として、市民、事業者、行政が連携しながら、再生可能エネルギーや省エネルギー施策を推進するとともに、市全体の温室効果ガスの排出量を把握し削減するなど、カーボンニュートラルに向けた取り組みを推進します。
- ・公共交通の利便性を活かし、公共交通、自転車、徒歩など、地球環境にやさしいライフスタイル、循環型まちづくりの推進を行います。

関連計画

川西市環境基本計画
川西市公共交通計画

コラム

2050 川西市ゼロカーボンシティ宣言

2022年8月1日、本市は地球環境に対する未来への責任を果たすために、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロをめざす、ゼロカーボンシティの表明をしました。

公共事業の環境への配慮



- ・老朽化している機器の更新時はLED化など高効率な省エネ設備の導入を推進します。また、施設の維持、更新などにあたってはZEB化の効果検証を行うなど、施設の脱炭素化に積極的に取り組みます。
- ・工事の際には、排出ガスの配慮のほか、採用する工法や材料について十分に検討します。

関連計画

川西市公共施設等総合管理計画

コラム

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたZEB化の必要性

我が国は2020年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。また、2021年5月には地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が成立し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念としました。建築物については現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準（快適な室内環境を実現しつつ、建物内で年間に消費する、石油や天然ガスなどの一次エネルギーの大幅削減をめざした建物）の省エネルギー性能が確保されていることをめざしています。

市民や事業者による環境保全活動



- ・住宅や事業所は環境負荷を低減した選択ができるよう誘導、啓発に取り組みます。
- ・身近なみどりの誘導や育成を支援します。
- ・希少種や絶滅危惧種の生態維持、日本古来の動植物が残る里山などの保全や将来に継承していくための教育、調査が重要であり、「川西市黒川里山センター」を拠点に学びと交流の場を創出します。

関連計画

川西市環境基本計画
川西市環境率先行動計画
生物多様性ふるさと川西戦略
川西市みどりの基本計画

4-8 都市防災の方針

地域防災拠点の整備



- ・道路や公園、河川、農地などは、災害時には避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから、不足地域においては、オープンスペースを適正に確保します。
- ・木造住宅が近接して建ち並ぶニュータウン開発以前からの既成市街地では、災害に備えた防災施設、公共空間の整備や体制づくりをすすめます。
- ・中エリア北部地域の災害、救急拠点を整備します。

関連計画

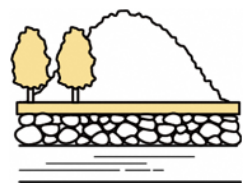
川西市地域防災計画
川西市強靱化計画
川西市耐震改修促進計画

安全な居住への誘導



- ・土地の持つ危険性をハザードマップなどから十分に考慮して、土地利用を検討します。危険な区域の土地利用は認めない方針とします。
- ・オンラインで容易に確認できるようになったハザードマップを市民や事業者自らで確認し、日頃から災害に備えます。

治山・治水対策の推進



- ・河川管理者である国土交通省猪名川河川事務所や兵庫県と連携し、河川整備計画や県の地域総合治水推進計画に基づく河川の改修など、治水と利水、環境との調和、親水性や動植物の生産環境に配慮した総合的な水害対策をすすめます。
- ・兵庫県と連携し、山地防災対策をすすめます。

関連計画

河川整備計画
流域治水プロジェクト
兵庫県地域総合治水推進計画
川西市地域防災計画
川西市強靱化計画

耐震化の推進



- ・南海トラフ地震などの激甚災害から人命を守るため、市民、事業者、行政で建築物、橋梁など耐震化の推進に取り組みます。

関連計画

川西市地域防災計画
川西市強靱化計画
川西市耐震改修促進計画

第5章

まちづくりの地域別方針



5-1 役割と考え方

(1) 位置づけ

まちづくりの分野別方針を受け、まちづくりの地域別方針では都市構造上で分けた地域的な観点から、地域ごとの特性、課題を踏まえ、分野別方針との関係性を示します。そのうえで、地域の住民と行政が将来の地域づくりの方向を共有することにより、特色ある「地域づくり」を推進します。

(2) 地域区分

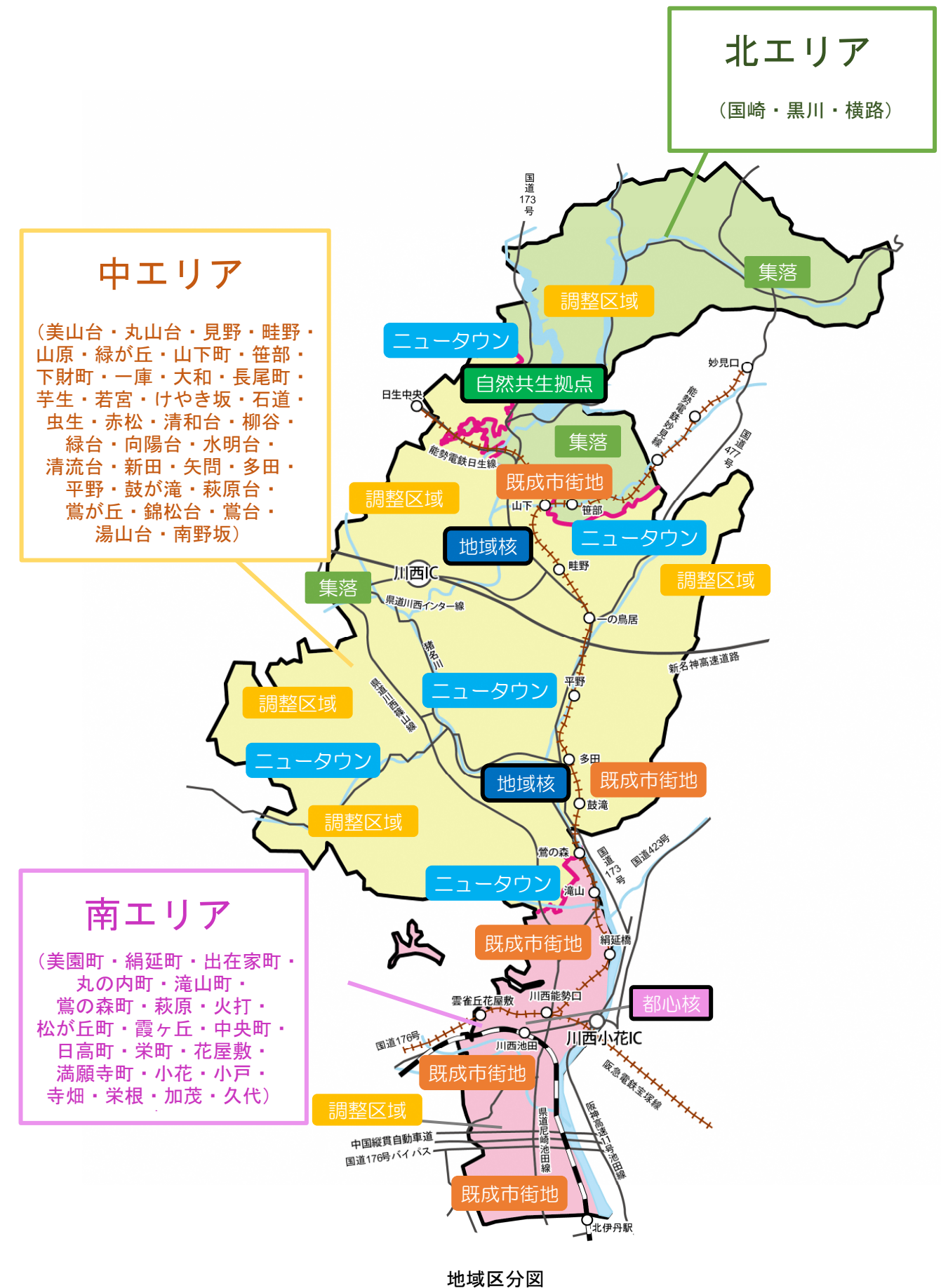
地域区分は、都市構造上の区分である山や川など地形の特性を基本とし、土地利用の状況や市街地の発展経緯など、特性の違いを踏まえ、市域を大きく

- ①北エリア（「自然共生拠点」を有し、自然が息づき豊かな自然環境が広がる地域）
- ②中エリア（「地域核」を有し、豊かな自然を背景にした住機能を中心とする地域）
- ③南エリア（「都心核」を有し、都心機能や生産機能が強く、都市的土地利用が進展している地域）

の3つに区分した上で、各土地利用をゾーンとして「既成市街地」、「ニュータウン」、「市街化調整区域」、「集落」に区分します。地域別方針では、それぞれの地域での主要な機能や自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮した地域づくりの主な課題及び方針について示します。

<3エリアの土地利用特性>

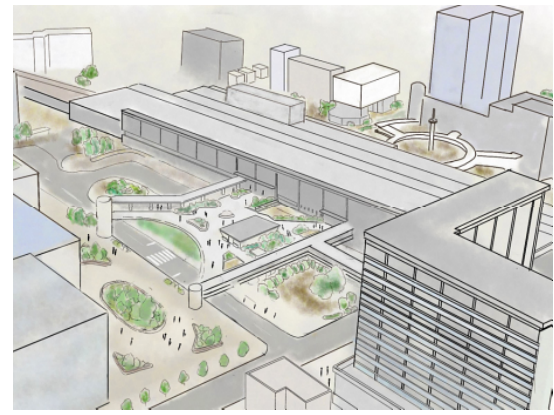
地域	土地利用の特性
①北エリア	・黒川地区の里山や集落地、知明湖（一庫ダム）など、豊かな自然と環境に恵まれた地域です。
②中エリア	・北部は、新名神高速道路周辺に広がる自然緑地、東谷周辺の里山景観を呈する集落地、日生ニュータウンや大和団地などから構成されている地域です。 ・西部は、清和台から萩原台までに至るニュータウン、周辺の自然緑地や集落地などから構成されている地域です。 ・東部は、長い歴史を持つ多田周辺の集落地、多田グリーンハイツなどからなる地域です。
③南エリア	・北部は、古くから都市化がすすんだ中心市街地で、阪急電鉄川西能勢口駅周辺では市街地再開発事業がすすめられるなど、都市機能が集積した地域です。 ・南部は、住宅地、工業地、都市農地などが混在している地域であり、一部には、大阪国際空港周辺の騒音対策区域も含まれています。



地域区分図

※「調整区域」とは、「市街化調整区域」を示す。

○各拠点のイメージ



都心核

商業、行政、文化、医療、福祉などの多くの都市機能が集積する市の中核的な役割を果たす拠点。



地域核

主要な鉄道駅などを中心とする商業、医療、福祉などの日常生活の拠点。



自然共生拠点

水と緑に恵まれた美しい自然環境と触れ合える市民の憩いの場となる拠点。

○各ゾーンのイメージ



既成市街地

ニュータウンができる以前から存在する市街地。



ニュータウン

都市の過密化対策として、郊外に新たに建設された市街地。



調整区域 (市街化調整区域)

建物を建てるなどの開発は原則行わず、農地や森林といった自然を守る区域。



集落

市街化調整区域に存在する居住区域。

5-2 北エリア

(1) 地域の特徴

- ・ 知明湖（一庫ダム）など、豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域で、猪名川渓谷県立自然公園普通地域及び北摂連山近郊緑地保全区域に指定されています。
- ・ 広域的なレクリエーション需要に対応するために、県立一庫公園、知明湖、知明湖キャンプ場などが整備されています。
- ・ 黒川地区では、今も高級炭の生産が続き、「日本一の里山」と称される生きた里山景観が残され、絶滅危惧種のエドヒガンが生育するなど美しい景観も魅力となっています。
- ・ 地域全域が市街化調整区域で、山々に囲まれた谷間に農地と集落がありますが、人口が少なく、高齢化が進行しています。



知明湖（一庫ダム）



知明湖キャンプ場



黒川地区



川西市黒川里山センター

(2) 地域の主な課題

- ・ 自然環境を保全しながらのレクリエーション需要への対応。
- ・ 猪名川渓谷県立自然公園及び北摂連山近郊緑地保全区域の緑の保全。
- ・ 黒川地区での里山景観保全、観光振興に向けた地域の活性化。
- ・ 山地防災への対策や災害時の救助対策。

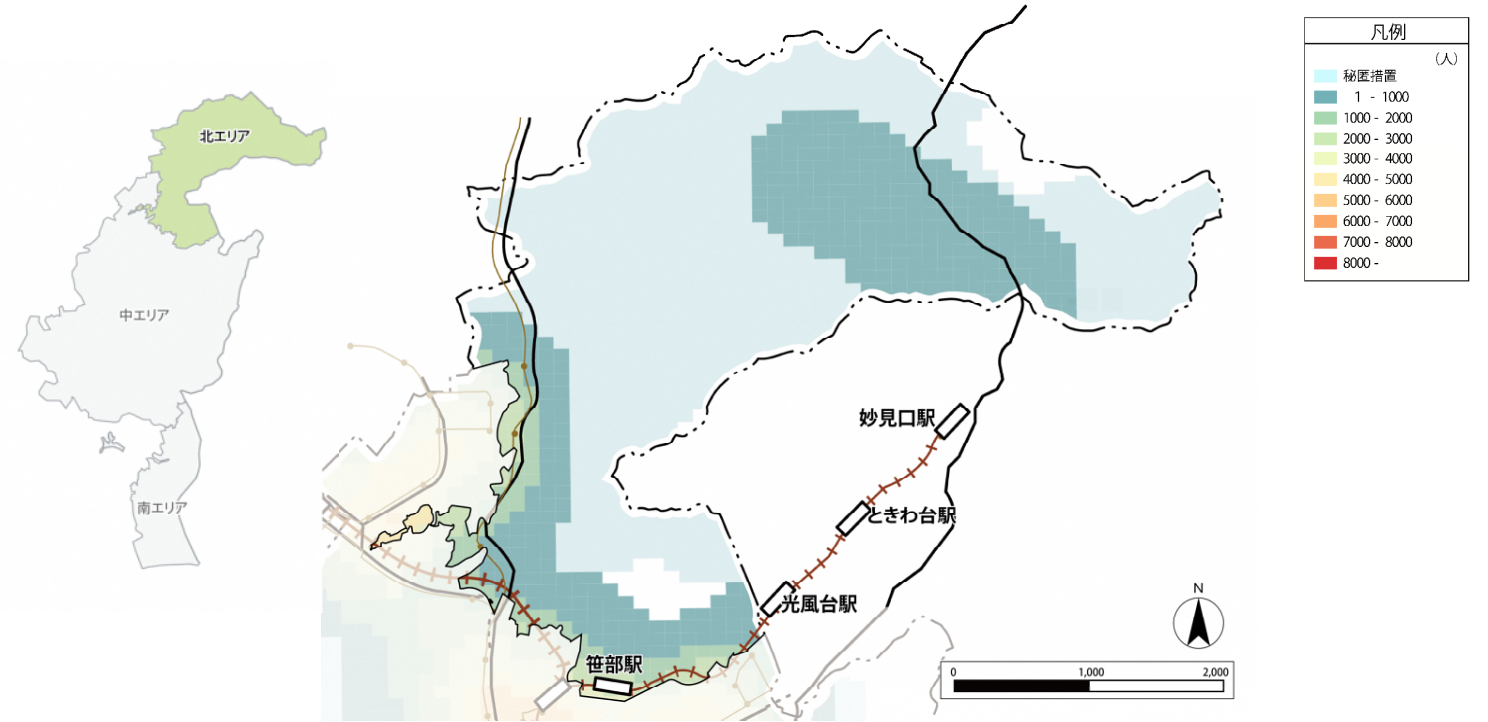
- ▶ 4-1 都市構造
- ▶ 4-6 自然環境保全の方針
- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 4-8 都市防災の方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

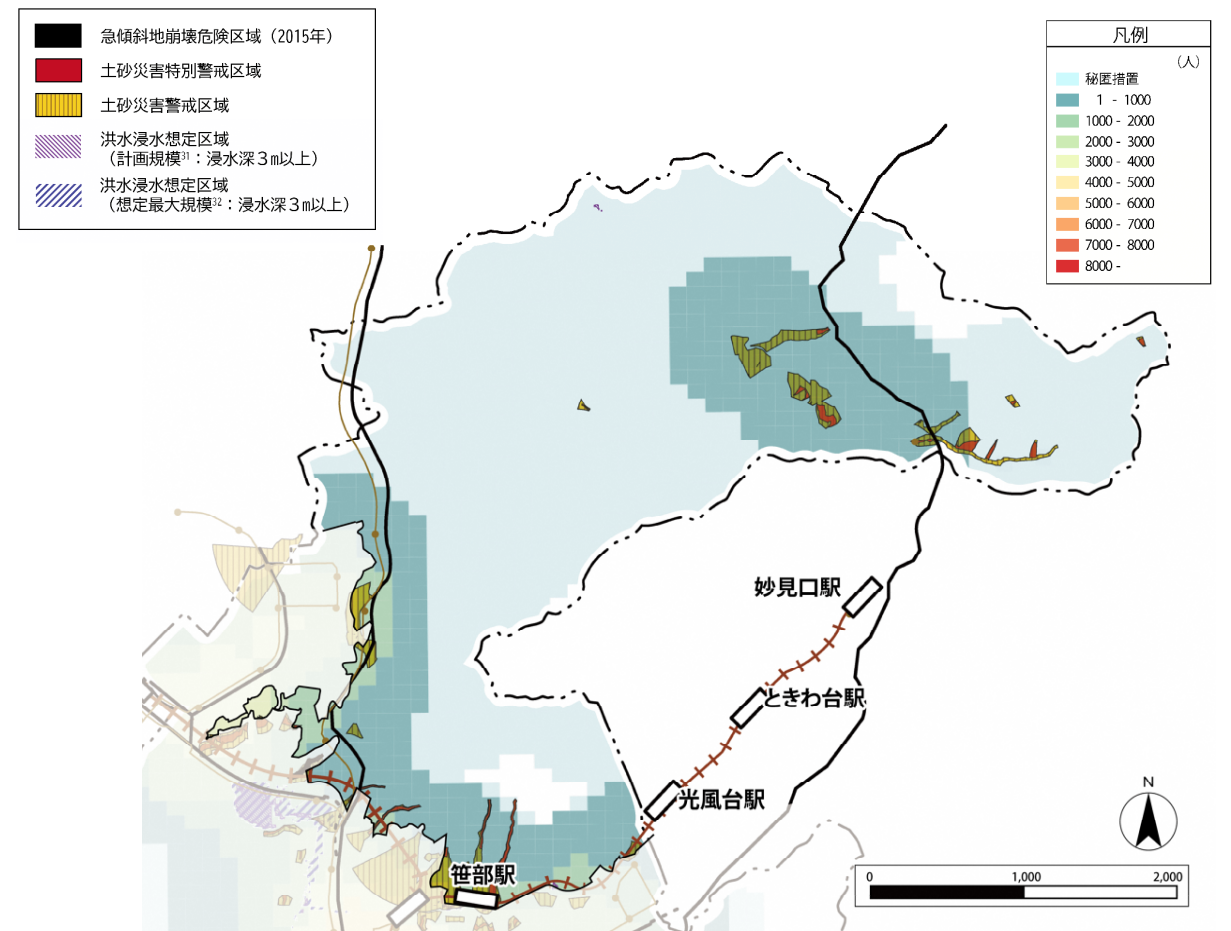
³¹ 洪水浸水想定区域（計画規模）：1年の間に確率が1/100~1/200（100~200年に1回程度の割合）で発生する規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、洪水を防ぐための計画において目標とする降雨に基づいて想定されたもの。

³² 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

○人口分布(2022年10月1日)



○人口推計(2060年)



※人口について、2章の図（P.18）と同様に、ひとつの100mメッシュ人口の周辺500mの範囲内（商圏）のメッシュ人口をそのメッシュの「500m商圏人口」として置換する処理を全メッシュに対して行った密度分布図をベースとしている。

(3) 地域づくり方針図

4-1 都市構造

○拠点

・周辺の妙見山、知明湖キャンプ場などとともに、水と緑に恵まれた美しい自然環境と触れ合える市民の憩いの拠点とします。

主な拠点・ゾーン

自然共生拠点

4-3 交通網の整備方針

○道路網

・特に道路が狭い集落の通学路をはじめ、日常生活で利用される身近な道路である生活道路は、地域のニーズを把握しながら、歩行者にやさしい安全な生活道路に向けて、整備に努めます。

主な拠点・ゾーン

集落

4-6 自然環境保全の方針

○市民や事業者による環境保全活動

・希少種や絶滅危惧種の生態維持、日本古来の動植物が残る里山などの保全や将来に継承していくための教育、調査が重要であり、「川西市黒川里山センター」を拠点に学びと交流の場を創出します。

主な拠点・ゾーン

集落

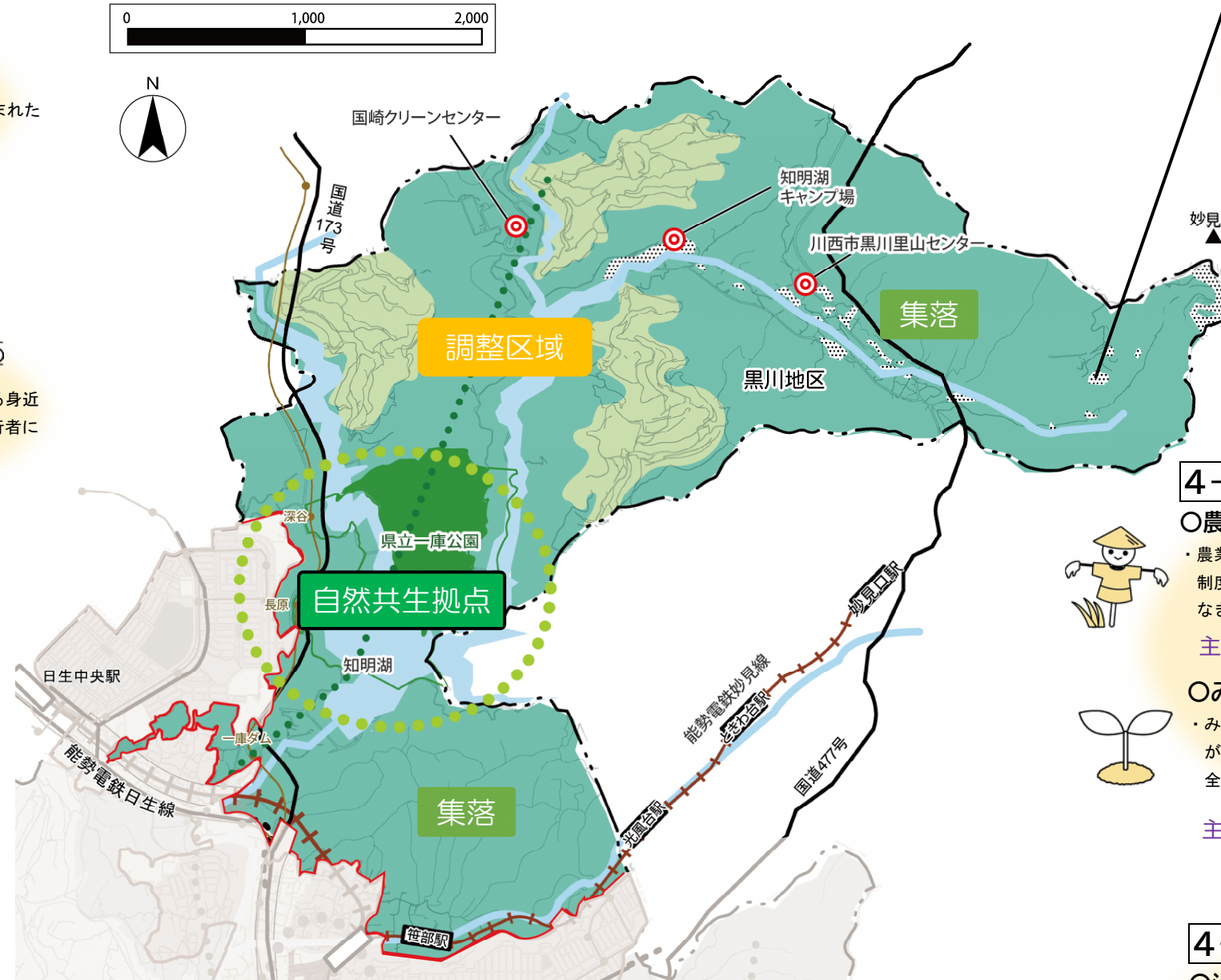
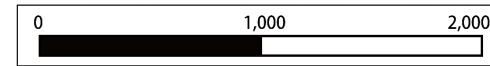
4-7 都市景観形成の方針

○ふるさと景観の形成

・“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”の形成を基本理念とし、市を縁取る河川や山並みの自然景観の保全に努めます。

主な拠点・ゾーン

自然共生拠点



凡例

自然共生拠点	計画的整備地区	主な公共施設	市街化区域界
都心核	自然保全地区	教育・文化施設	小学校区
地域核	低層住宅地区	JR	市町境界
水とみどりの連携軸(緑水軸)	中低層住宅地区	私鉄	水系
沿道サービス地区	商業地区	バス	
	工業地区	都市計画道路	
	都市計画公園	都市計画道路(未整備)	
	都市計画公園(未整備)	主要道路	
	自然利用共生地区		

4-2 土地利用の方針

○計画系地区

・豊かな自然環境や景観が形成、維持されてきた里山環境の保全、観光振興を通じた関係人口の拡大による地域の活性化に向けた土地利用を誘導します。(黒川地区土地利用計画)

主な拠点・ゾーン

集落 (黒川地区)

4-4 その他の都市施設等の整備方針

○農地・生産緑地

・農業の担い手不足解消のため、「農地バンク制度」、「市民ファーマー制度」などを活用し、農家と農業従事希望者や企業、福祉事業所をつなぎ合わせることを検討します。

主な拠点・ゾーン

集落

○みどり

・みどりの恩恵が市民生活に活かされ、より安全で快適なまちづくりが実現できるよう、特性となるみどりを守り育み、みどりと人が健全に共存できる環境づくりをすすめます。

主な拠点・ゾーン

自然共生拠点

4-8 都市防災の方針

○治山・治水対策の推進

・兵庫県と連携し、山地防災対策をすすめます。

主な拠点・ゾーン

調整区域

○耐震化の推進

・南海トラフ地震などの激甚災害から人命を守るため、市民、事業者、行政で建築物、橋梁など耐震化の推進に取り組みます。

主な拠点・ゾーン

調整区域

集落

※方針は、地域の特性、課題に応じて、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

5-3 中エリア

(1) 地域の特徴

- ・1960～1970年代に開発された多田グリーンハイツをはじめ、各ニュータウンでは高齢化がすすんでいます。
- ・北部には周辺に良好な自然が広がるなか、新名神高速道路及び川西インターチェンジができ、周辺地域の土地利用が期待されています。
- ・北部の川西市郷土館や東部の多田神社など歴史的な地域資源に恵まれています。
- ・西部から猪名川、北エリアから一庫大路次川が当地域で合流して南部に流れており、緑水軸の骨格をなしています。



ニュータウンのまち並み（清和台）



新名神高速道路川西インターチェンジ周辺



川西市郷土館（旧平賀邸）

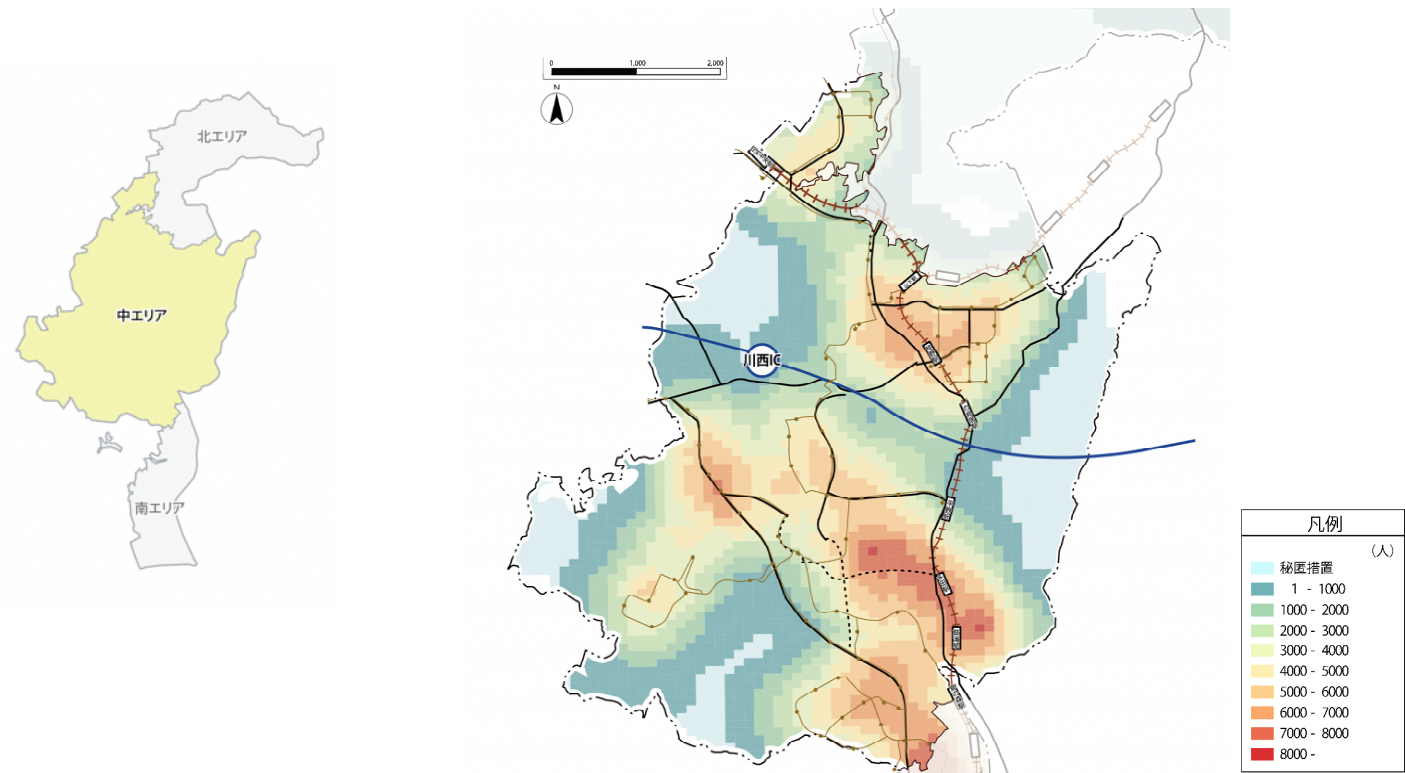


猪名川

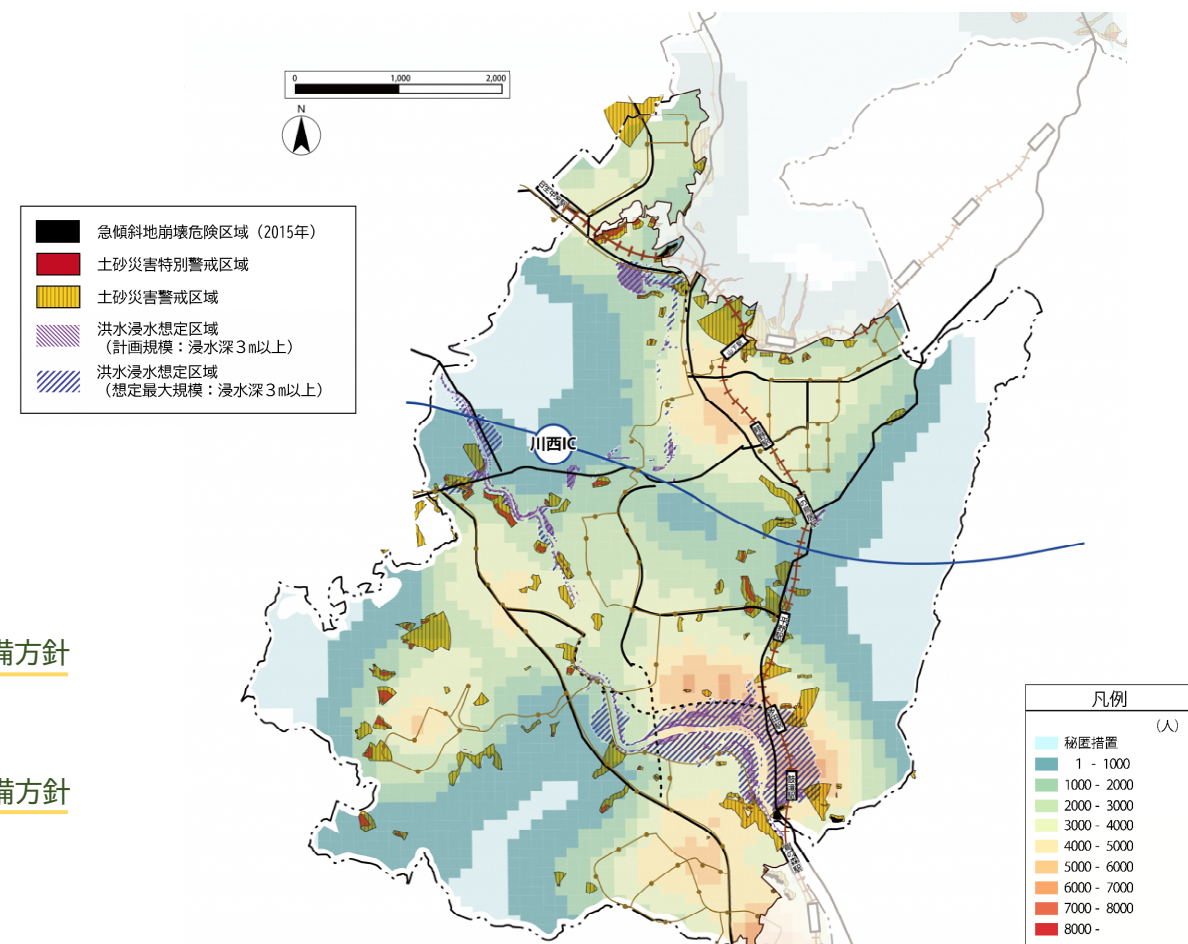
(2) 地域の主な課題

- ・高齢化が進行するニュータウンにおける良好な住環境の再生。
 - ・既成市街地における適切な土地利用と住環境の誘導。
 - ・公共交通の持続。
 - ・利用者ニーズや地域特性に応じた公園整備促進。
 - ・新名神高速道路川西インターチェンジ周辺地区における土地利用の促進。
 - ・川西市郷土館や多田神社周辺などの地域資源の有効活用による地域の活性化。
 - ・ニュータウン外周部などの自然環境と緑水軸の保全。
- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針
 - ▶ 4-5 市街地整備の方針
 - ▶ 4-3 交通網の整備方針
 - ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針
 - ▶ 4-2 土地利用の方針
 - ▶ 4-7 都市景観形成の方針
 - ▶ 4-7 都市景観形成の方針
- ▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

○人口分布(2022年10月1日)



○人口推計(2060年)



※人口について、2章の図（P.18）と同様に、ひとつの100mメッシュ人口の周辺500mの範囲内（商圈）のメッシュ人口をそのメッシュの「500m商圈人口」として置換する処理を全メッシュに対して行った密度分布図をベースにしている。

(3) 地域づくり方針図

4-2 土地利用の方針



○計画系地区

・新名神高速道路に接続する県道川西インター線などのアクセス道路の周辺は、みどり豊かな周辺環境や景観に配慮しつつ、地域の活性化に資する土地利用を誘導します。(新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画)

主な拠点・ゾーン **調整区域** **集落**

(新名神高速道路インターチェンジ周辺地区)

○北部地域のまちづくりの推進

・旧川西病院跡地など地域資源として活用できる土地、建物が集中する主に北部の地域を「北部地域」として、住民生活の質の向上をめざします。

主な拠点・ゾーン **地域核** **既成市街地** **ニュータウン**

4-4 その他の都市施設等の整備方針

○公園・緑地

・利用者ニーズや地域特性に応じた、思い切りボール遊びができるなど、“特色ある公園づくり”を地域と一緒にめざします。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン**

・特に公園が不足する地域を重点的に、オープンスペースなど公園的空間として活用できる仕組みづくりをめざします。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○街路樹

・これまでの本数(量)重視から、適正な配置と量とし、管理コストの削減により適切な維持管理を行うことで、みどりの質の向上をめざします。

主な拠点・ゾーン **ニュータウン**

○農地・生産緑地

・農業の担い手不足解消のため、「農地バンク制度」、「市民ファーマー制度」などを活用し、農家と農業従事希望者や企業、福祉事業所をつなぎ合わせることを検討します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **集落**

○公共施設

・公民館などの公共施設のあり方を見直し、多様性にあふれる人々が活発に交流できる活動拠点として市民が集う空間をめざします。
・低未利用地の活用により、まちのにぎわい創出をめざします。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン**

4-5 市街地整備の方針



○既成市街地

・生活道路が狭く、木造住宅が密集して建ち並ぶニュータウン開発以前の既成市街地は、災害に備えた防災施設、公共空間の整備や自主防災組織の育成、強化など地域の防災力の向上に努めます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○空き家・空き地

・低未利用地を増やさないため、空き家、空き地などの流通、利活用などマネジメントを促進します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン**

4-1 都市構造



○拠点

・商業、業務施設や交流、文化活動の場の集積などを図り、生活、仕事、交流、文化活動を支える拠点とします。

主な拠点・ゾーン **地域核**

4-3 交通網の整備方針



○公共交通網

・自家用車だけに頼らずに移動できる環境づくりとして、身近な地域内交通を市民、事業者、行政が一体となって構築していきます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン** **集落**

○道路網

・都市計画決定後、長期にわたり未整備となっている都市計画道路は、代替機能やまちの将来のかたちを総合的に判断し、廃止することを検討します。

・都市計画道路見野線の整備をすすめます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン**

・東西方向の交通網の強化として、舎羅林山地区と箕面市をつなぐ新設道路の整備に向けて、調査や協議を行いながら、検討をすすめます。

主な拠点・ゾーン **調整区域** (舎羅林山地区)

・特に道路が狭い既成市街地や集落の通学路をはじめ、日常生活で利用される身近な道路である生活道路は、地域のニーズを把握しながら、歩行者にやさしい安全な生活道路に向けて、整備に努めます。
・環境対策や健康への市民意識の高まりに合わせ、歩行者空間や自転車通行空間の整備を検討します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **ニュータウン** **集落**

4-7 都市景観形成の方針



○ふるさとと景観の形成

・“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさとと景観”の形成を基本理念とし、市を縁取る河川や山並みの自然景観や、多田神社など歴史景観の保全に努めます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **調整区域**

○市民や事業者との連携

・地域住民の合意に基づいて定められる「地区計画」制度により、建物の外観に一定のルールを設け、良好な暮らしの景観の維持に努めています。

主な拠点・ゾーン **ニュータウン**

4-8 都市防災の方針

○安全な居住への誘導

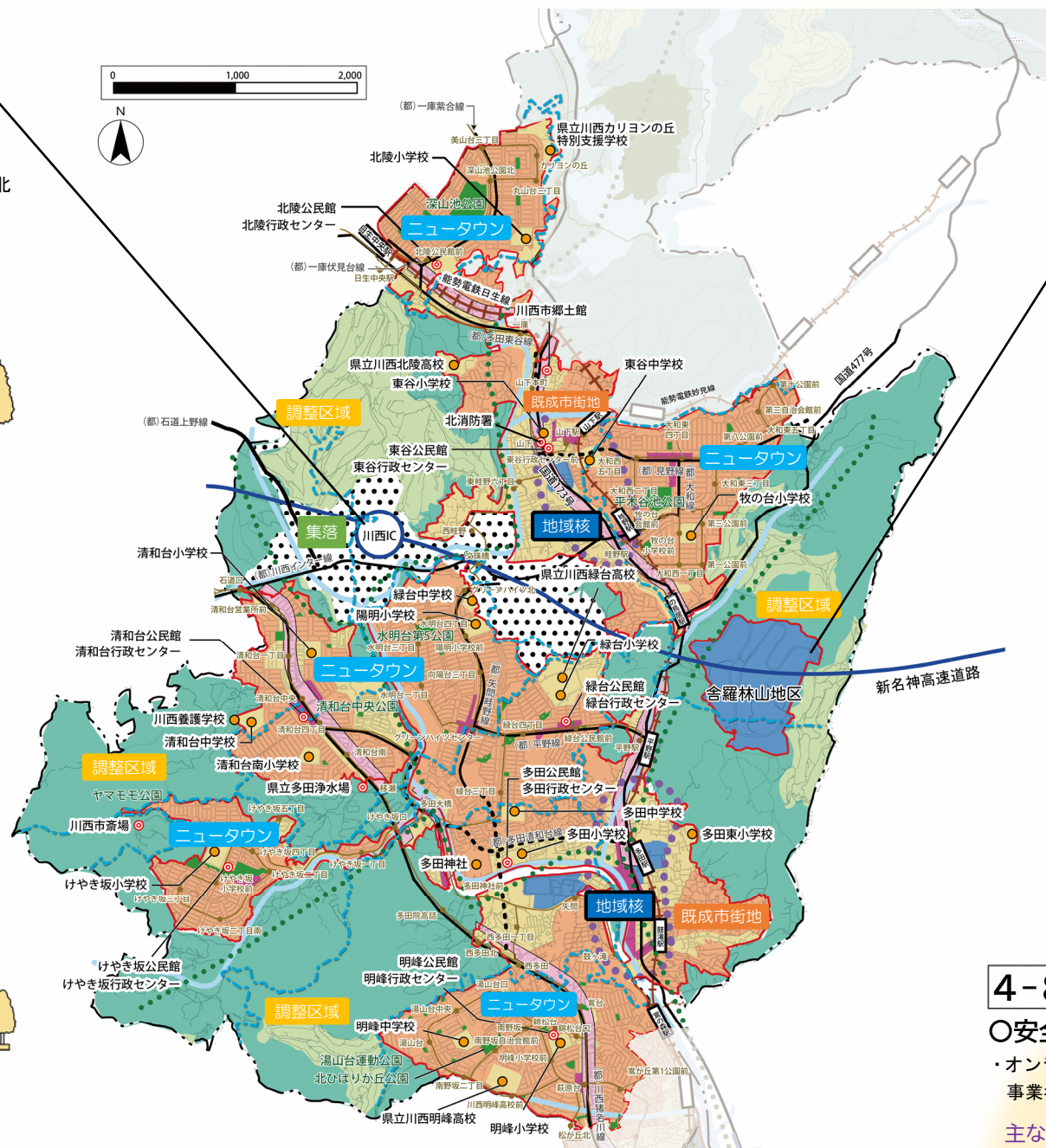
・オンラインで容易に確認できるようになったハザードマップを市民や事業者自らで確認し、日頃から災害に備えます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **調整区域** **ニュータウン** **集落**

○治山・治水対策の推進

・河川管理者である国土交通省猪名川河川事務所や兵庫県と連携し、河川整備計画や県の地域総合治水推進計画に基づく河川の改修など、治水と利水、環境との調和、親水性や動植物の生産環境に配慮した総合的な水害対策をすすめます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** **調整区域**



凡例			
	自然共生拠点		都心核
	地域核		水とみどりの連携軸(緑水軸)
	沿道サービス地区		沿道サービス地区
	自然共生拠点		自然共生拠点
	自然安全地区		低層住宅地区
	中低層住宅地区		商業地区
	工業地区		都市計画公園
	都市計画公園(未整備)		都市計画公園(未整備)
	自然利用共生地区		自然利用共生地区
	主な公共施設		市街化区域界
	教育・文化施設		小学校区
	JR		市町境界
	私鉄		水系
	バス		
	都市計画道路		
	都市計画道路(未整備)		
	主要道路		

※方針は、地域の特性、課題に応じて、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

5-4 南エリア

(1) 地域の特徴

- ・ 阪急電鉄川西能勢口駅、JR川西池田駅の周辺では、市街地再開発事業、連続立体交差事業などの都市整備がすすめられ、交通結節機能の強化や広域商業機能の充実が図られてきました。
- ・ 市の中核的な役割を果たす地域であり、商業、行政、文化、医療、福祉などの多くの都市機能が集積しています。
- ・ 皮革工場などが立地していたキセラ川西地区では、土地区画整理事業が実施され、医療、住宅、公共施設など多機能が連携する「次世代型複合都市」をめざして整備されました。
- ・ 市の飛び地となっている満願寺町は、清和源氏ゆかりの満願寺があり、金太郎のモデルとなった坂田金時の墓がある寺としても知られています。
- ・ 南部は、工業系の土地利用が最も多い地域ですが、住宅地や農地などとの混在がみられます。
- ・ 市の特産品である桃、イチジクの主要な産地であり、農業生産環境が比較的整っています。
- ・ 国史跡加茂遺跡、鴨神社、春日神社など、歴史的な資源に恵まれています。
- ・ 大阪国際空港周辺地域では、航空機騒音による移転補償跡地である空き地が多数存在しています。



阪急電鉄川西能勢口駅



キセラ川西地区



鴨神社



既成市街地のまち並み（久代）

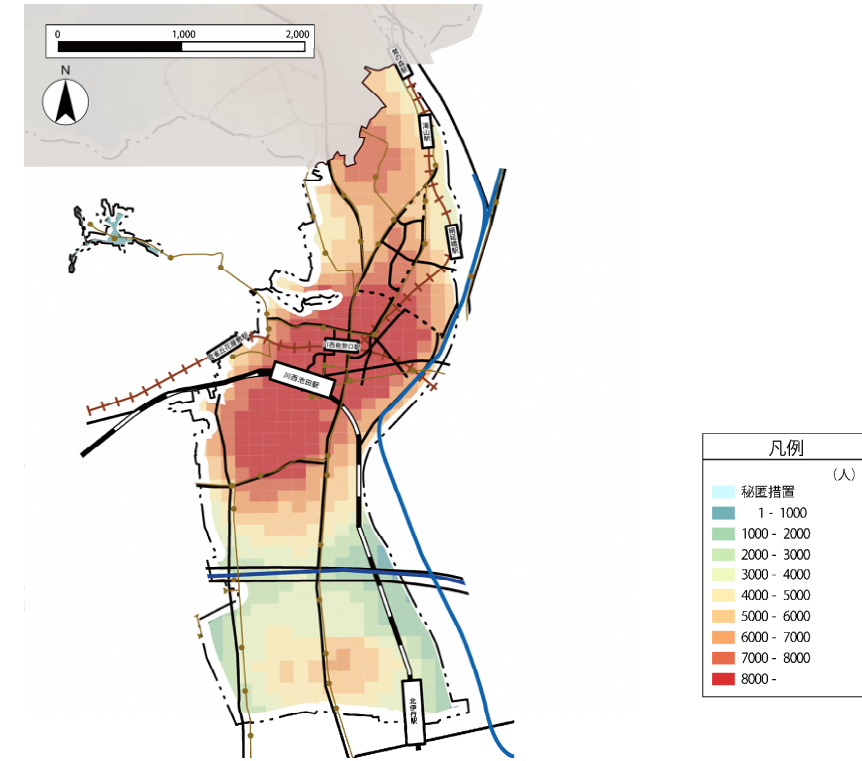
(2) 地域の主な課題

- ・ 阪急電鉄川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区とが一体となった魅力ある都心核の形成。
- ・ 歩きたくなる魅力的な空間づくり。
- ・ 老朽化した川西能勢口周辺の更新やにぎわいづくり。
- ・ キセラ川西地区周辺などにおける低未利用地の活用。
- ・ 県道尼崎池田線沿道における土地利用誘導。
- ・ 住宅地、農地、工業地など、用途混在地における土地利用誘導。
- ・ 集落地と小規模開発の住宅地及び都市農地が介在する地域などにおける生活道路の改善。
- ・ 大阪国際空港周辺における移転補償跡地の有効活用などによる住環境の改善。

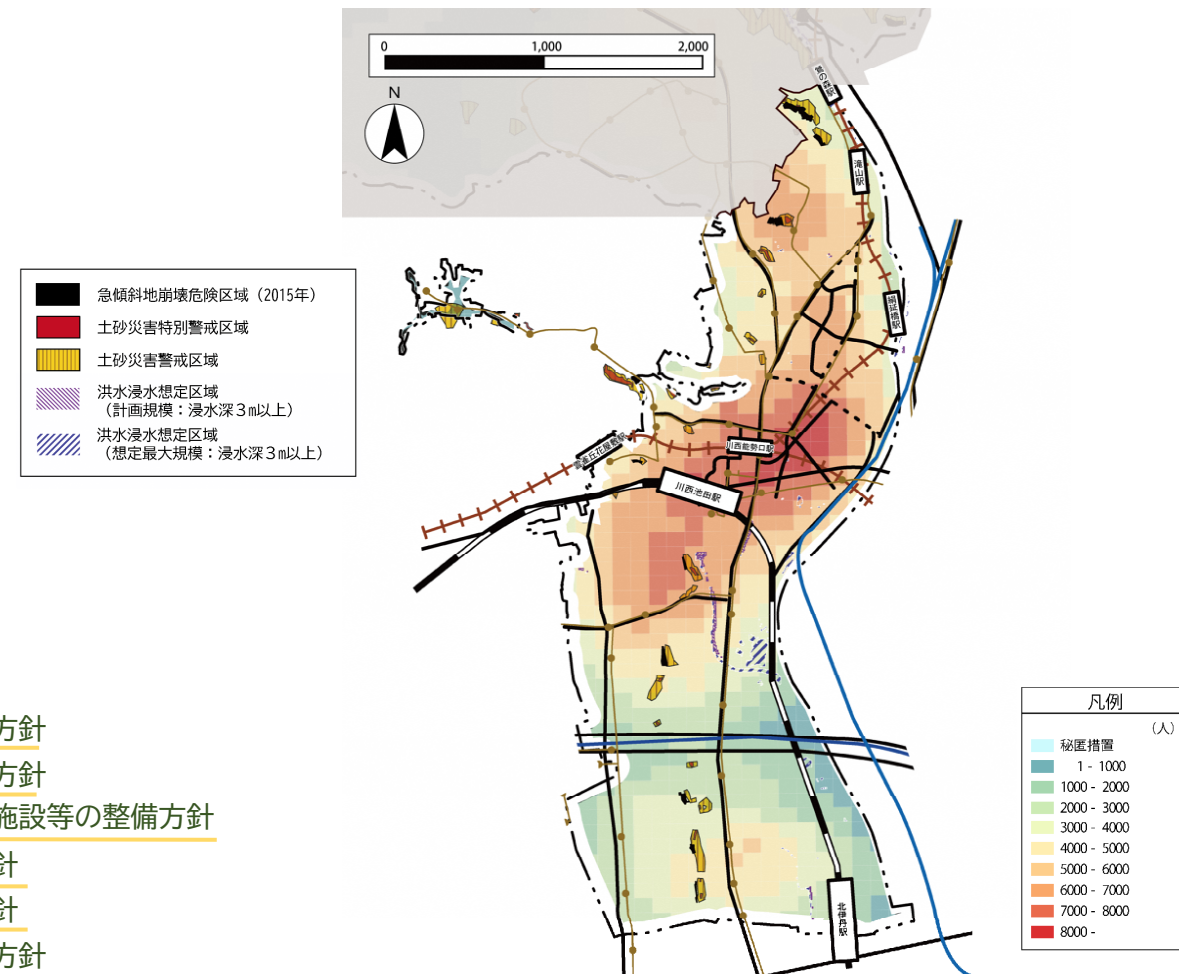
- ▶ 4-1 都市構造
- ▶ 4-5 市街地整備の方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針
- ▶ 4-4 その他の都市施設等の整備方針
- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 4-2 土地利用の方針
- ▶ 4-3 交通網の整備方針
- ▶ 4-5 市街地整備の方針

▶ は、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

○人口分布(2022年10月1日)



○人口推計(2060年)



※人口について、2章の図(P.18)と同様に、ひとつの100mメッシュ人口の周辺500mの範囲内(商圈)のメッシュ人口をそのメッシュの「500m商圈人口」として置換する処理を全メッシュに対して行った密度分布図をベースにしている。

(3) 地域づくり方針図

4-1 都市構造



○拠点

・既存施設の有効活用と回遊性を高め、滞留できる空間を確保することなどにより、魅力的で活力のあふれる市の中心的な役割を担う拠点とします。

主な拠点・ゾーン **都心核**

4-2 土地利用の方針



○計画系地区

・幹線道路である県道尼崎池田線と国道176号に近接し、中国縦貫自動車道や阪神高速道路へのアクセスが良好な立地条件を活かした土地利用を支援します。

主な拠点・ゾーン **調整区域** (加茂4・5丁目地区)

・新たな周辺地域の活性化に向け、雇用創出など工業系の用途を含めた土地利用を検討します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地** (久代3丁目下池、中池周辺地区)

4-4 その他の都市施設等の整備方針

○公園・緑地

・利用者ニーズや地域特性に応じた、思い切りボール遊びができるなど、“特色ある公園づくり”を地域と一緒にめざします。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○街路樹

・これまでの本数(量)の重視から適正な配置と量とし、管理コストの縮減により適切な維持管理を行うことで、みどりの質の向上をめざします。

主な拠点・ゾーン **都心核**

○農地・生産緑地

・農業の担い手不足解消のため、「農地バンク制度」、「市民ファーマー制度」などを活用し、農家と農業従事希望者や企業、福祉事業所をつなぎ合わせることを検討します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○公共施設

・低未利用地の活用により、まちのにぎわい創出をめざします。
・起業家や地域活性化に関わるプレイヤーが交流するまちなか交流拠点「マチノマ」、阪急電鉄川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間であるペデストリアンデッキ、阪急電鉄川西能勢口駅東地区のにぎわい拠点である「藤ノ木さんかく広場」及びキセラ川西地区の都市基盤施設である「キセラ川西せせらぎ公園」を活用し、まちのにぎわいを創出します。

主な拠点・ゾーン **都心核** **既成市街地**



凡例

	自然共生拠点		計画的整備地区		主な公共施設		市街化区域界
	都心核		自然保全地区		教育・文化施設		小学校区
	地域核		低層住宅地区		JR		市町境界
	水とみどりの連携軸(緑水軸)		中低層住宅地区		私鉄		水系
	沿道サービス地区		商業地区		バス		都市計画道路
			工業地区		都市計画道路		都市計画道路(未整備)
			都市計画公園		主要道路		
			都市計画公園(未整備)				
			自然利用共生地区				

4-3 交通網の整備方針



○道路網

・都市計画道路呉服橋本通り線、豊川橋山手線の整備をすすめます。
・都市計画決定後、長期にわたり未整備となっている都市計画道路は、代替機能やまちの将来のかたちを総合的に判断し、廃止することを検討します。

主な拠点・ゾーン **都心核**

・特に道路が狭い既成市街地の通路をはじめ、日常生活で利用される身近な道路である生活道路は、地域のニーズを把握しながら、歩行者にやさしい安全な生活道路に向けて、整備に努めます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

4-5 市街地整備の方針



○既成市街地

・生活道路が狭く、木造住宅が近接して建ち並ぶニュータウン開発以前の既成市街地は、災害に備えた防災施設、公共空間の整備や自主防災組織の育成、強化など地域の防災力の向上に努めます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○空き家・空き地

・低未利用地を増やさなため、空き家、空き地などの流通、利活用などマネジメントを促進します。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

○歩きたくなるまちづくり

・住む人や訪れた人が日常的に歩きたくなり、また足を止めたい店舗や施設がある魅力的な空間づくりをめざします。

主な拠点・ゾーン **都心核**

○駅前施設関連の更新

・駅前施設は整備完了から年月が経ち、老朽化したペデストリアンデッキなど阪急電鉄川西能勢口駅周辺の施設の更新やにぎわいづくりについて検討します。

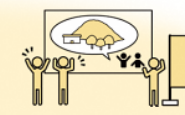
主な拠点・ゾーン **都心核**

○空港周辺対策地域での住環境の改善

・大阪国際空港周辺地域では住環境の改善に向け、市民、事業者、行政が協力して航空機騒音対策と地域の活性化に取り組みます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

4-7 都市景観形成の方針

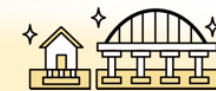


○市民や事業者との連携

・地域住民の合意に基づいて定められる「地区計画」制度により、建物の外観に一定のルールを設け、良好な暮らしの景観の維持に努めていきます。

主な拠点・ゾーン **都心核** **既成市街地**

4-8 都市防災の方針



○耐震化の推進

・南海トラフ地震などの激甚災害から人命を守るため、市民、事業者、行政で建築物、橋梁など耐震化の推進に取り組みます。

主な拠点・ゾーン **既成市街地**

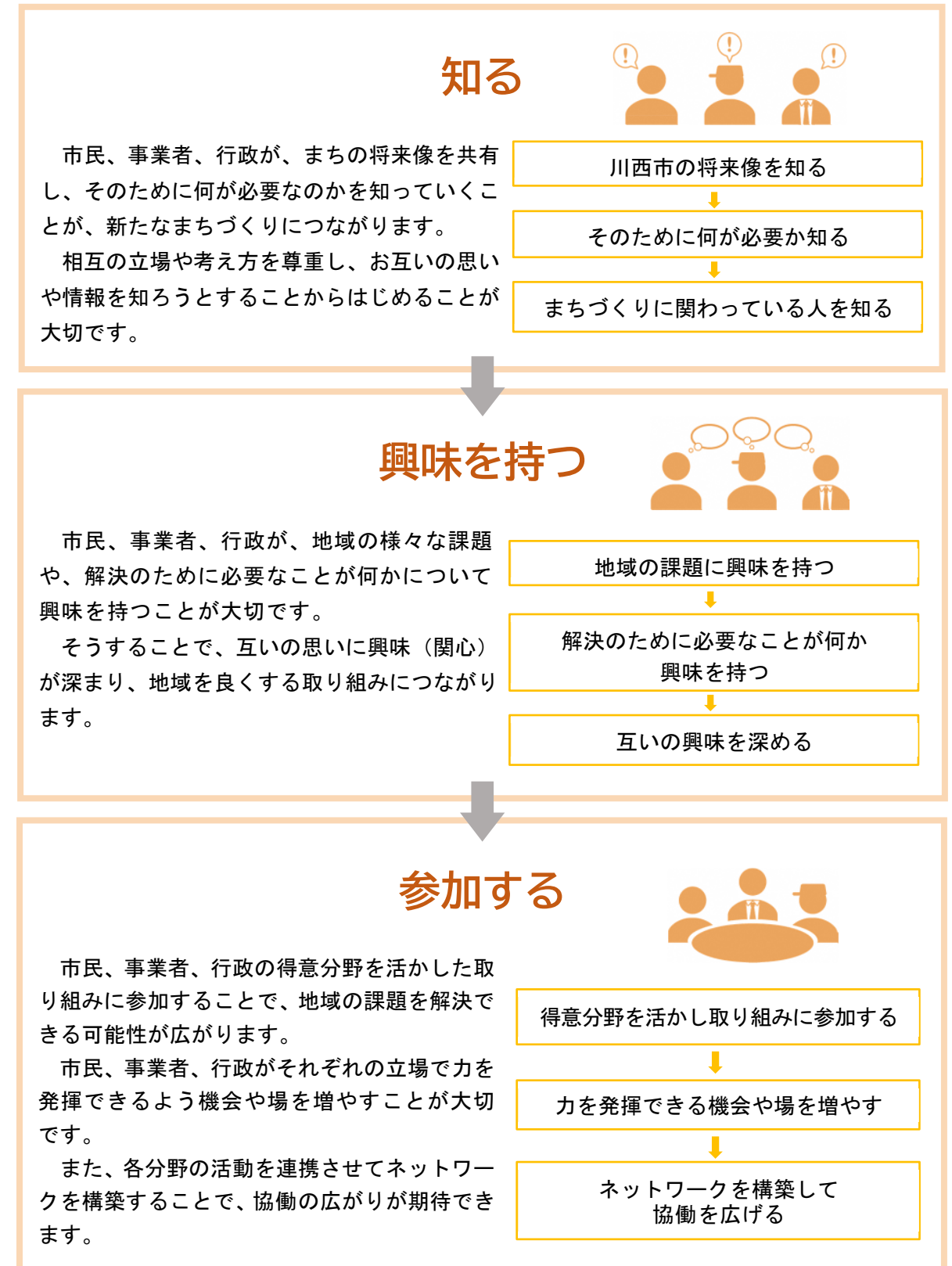
※方針は、地域の特性、課題に応じて、主な第4章のまちづくりの分野別方針を示す。

第6章 まちづくりの推進方策



6-1 参画と協働によるまちづくりの推進

(1) 推進の方向性



関連計画 参画と協働のまちづくり推進計画

(2) 市民・事業者・行政の役割

- ・地域のまちづくりを自分事として考えることが期待されます。
- ・良好な自然の保全や景観形成のため、地区計画などの独自ルール of 積極的な活用や、美化、緑化活動のほか、公園などの維持管理と活用、猪名川、里山の保全と活用に関わりを持ち、じっくり守り育てることが期待されます。
- ・地域防災力を向上させるため、建物の防災性向上や、自主防災組織などの育成、強化を図ることが期待されます。
- ・地域の使いやすい公共交通を実現するため、積極的に利用することが期待されます。



- ・地域社会を構成する一員として、市民と同様の役割を担うことが期待されるとともに、事業の継続、発展により、地域産業や経済の発展に貢献することが期待されます。
- ・自らの事業に関する情報を発信することで地域との協力関係をより良好なものとし、公益的な価値や社会全体の利益を高める視点を持って、事業の専門性を活かしたサービスの提供が期待されます。



行政の役割

- ・市民、事業者との連携や国、県、市町との横断的な連携により、まちづくりに取り組みます。
- ・そのために、市民、事業者などに都市計画やまちづくりに関心を持っていただき地域単位で市民が主体的に地域のまちづくりを実践していただけるよう、多様な学びと交流の場を創出しながら、様々な情報提供、意識の啓発、支援をすすめます。
- ・多様化する市民ニーズに対応するために、総合的な観点から優先順位や費用対効果を考慮した戦略的な取り組みや、民間活力の導入などによる合理的かつ効果的な事業を推進します。

土地利用の具現化のプロセスイメージ

市民 まちづくりの方向性を決める



- ・最も身近な単位である地域的な観点で、地域のなかで対話しながら主体的に地域のまちづくりの方向性を決めることが期待されます。
- ・個々の意見としてではなく、ワークショップなど対話しながら地域の意見としてまとめることが期待されます。



行政 実現に向けて支援する



- ・市全域をみる総合的な観点で、市民のまちづくりの思いの実現に向けた支援を行います。
- ・地域単位で市民が主体的に地域のまちづくりを実践できるように優先順位（プライオリティ）、費用対効果（B/C）及び安全安心を考慮し、計画的に支援を行います。



事業者 開発・建築を実施する



- ・より良い社会の実現に向けて利益追求のみならず、社会貢献として「公共心³³」を育むことが期待されます。
- ・専門的なノウハウを活かし、市民の思い描くまちを開発するなど社会全体の利益を高めることが期待されます。

³³ 公共心：社会全体の利益を大切にしようと思う気持ち。また、公共的な活動につながる気持ち。

(3) まちづくりの主な取組例

○土地利用



本市が抱える低未利用地の課題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」の活用により土地利用を支援します。

○地区計画



地区計画は、土地や建物の所有者などの住民が主役となって話し合い、地域のルールを決める生活に密着した身近な計画です。川西市では「川西市地区計画及びまちづくり支援事業」により、専門家を派遣するなど住民主体でルールづくりができる支援の仕組みがあります。

○公園



キセラ川西せせらぎ公園の整備では、設計、施工及び維持管理の各ステージを通して市民参加のワークショップを開催し、公園が完成しました。その後も市民が主体的に利活用ガイドラインを策定し、市民が自由に使える公園として定着しています。実際にプレーパークなどの活動もはじまり、市民活動のフィールドになっています。

○空き家



本市では、空き家対策ナビゲーター（市民）と協働でアプリを使った空き家調査を実施し、掘り起こされた空き家の所有者に対して、専門家から空き家が抱える問題を解決するための提案が受けられる「空き家マッチング制度」を案内するなど、一貫して空き家の流通、活用を支援します。

6-2 都市計画マスタープランに沿った進行管理・見直し

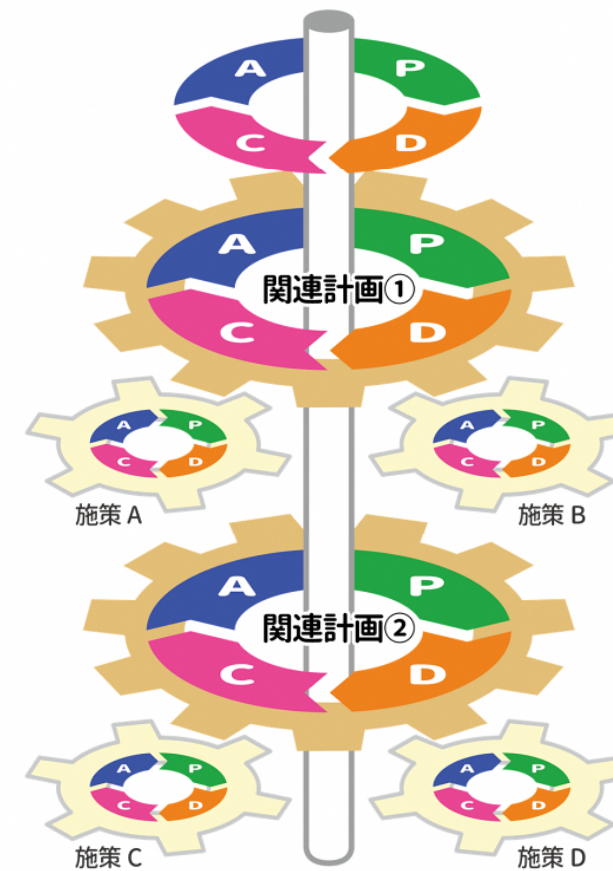
本マスタープランは、2024年4月から2032年3月までのおおむね8年間としており、PDCAサイクルを活用しながら、進行管理を行う関連計画などの基軸となります。

参画を積極的に呼びかけながら、より具体的な方針を示した関連計画の動向や、全庁的に毎年行う行政評価及び市民実感調査の結果をもとに検証を行い、定期見直しを行って公表していきます。

上記以外に、上位計画の見直しや社会経済環境の変化などにより、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

都市計画マスタープラン：基軸

関連計画の動向や、全庁的に毎年行う行政評価及び市民実感調査の結果をもとに検証し、定期見直しを行います。



主観的な情報での判断ではなく、EBPM（証拠に基づく政策立案）を実践するとともに、施策の評価を指標などにより明確に把握します。そのため、PDCAサイクルを活用した進行管理を行う関連計画などの基軸となり、効果的かつ効率的に事業を展開します。



PDCAサイクルとは：業務改善に効果的な手法

- ①Plan：計画作成（改定）
- ②Do：行動（各項目を実行）
- ③Check：振り返り（指標などで達成状況の確認）
- ④Action：改善（未達成項目の取り組みの改善）